

長久手市緑の基本計画

【案】

長久手市
2020（令和2）年3月

長久手市緑の基本計画

目次

序. 緑の基本計画について.....	1
1. 緑の基本計画とは.....	1
2. 緑の基本計画改定の目的等.....	1
3. 改定までのながれ.....	2
4. 本計画の位置づけ.....	3
5. 対象となる緑地.....	4
6. 対象区域.....	5
7. 目標年次.....	5
I. 長久手市の緑に関する現況と課題.....	6
1. 現況把握.....	6
2. 関連計画の整理.....	19
3. SDGs.....	24
4. 市民意向の把握.....	25
5. 緑に関する課題の整理.....	28
II. 緑の基本方針.....	33
1. 基本理念.....	33
2. 緑の将来像.....	34
3. 緑の目標水準.....	37
4. 緑の基本方針.....	39
III. 計画を実現するための施策の推進.....	41
1. 基本方針1－良好な緑をまもる施策の推進－.....	41
2. 基本方針2－新たな緑をつくる施策の推進－.....	45
3. 基本方針3－緑のまちづくりをささえる施策の推進－.....	48
4. 緑化重点地区.....	50
IV. 計画の推進にあたって.....	56
1. 計画の推進体制.....	56
2. 都市緑化基金の活用.....	56
3. 計画の進捗管理.....	57

《参考資料》

序. 緑の基本計画について

1. 緑の基本計画とは

「長久手市緑の基本計画（以下、「緑の基本計画」）」とは、都市緑地法第4条に規定する「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、緑地の保全及び緑化の目標、都市公園の整備及び管理方針その他緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項などを総合的かつ計画的に定める計画です。

2. 緑の基本計画改定の目的等

長久手市では、前回計画である「長久手町緑の基本計画（H22.3）」に基づいて、緑の創出や保全に関する様々な施策を展開してきました。しかし、前回計画の策定から10年が経過しており、その間に市制施行、市街化の進展、人口の増加など本市の状況の変化だけでなく、地球温暖化の進展など、本市を取り巻く環境は大きく変化しています。

一方、近年都市緑地法・都市公園法などの関連法令の改正が行われており、利用者のニーズをふまえた機能拡充や民間の力を借りた新たな管理の方向性などが示されています。

このような状況をふまえ、前回計画の評価・見直しを行いつつ、新たな緑の創出や緑の保全に関する総合的かつ長期的な指針づくりとして、「緑の基本計画」の改定を行いました。

また、国際目標である持続可能な開発目標（SDGs）に配慮した生物多様性の保全をふまえた計画とします。

【改定の背景等】

緑の基本計画	長久手市	法改正
2010 長久手町緑の基本計画	2005 愛・地球博（リニモ開通） 2012 市制施行	
2020 長久手市緑の基本計画改定	2019 第6次長久手市総合計画	2018 都市緑地法の一部改正・関連法の一部改正（都市公園法、生産緑地法、都市計画法・建築基準法）

3. 改定までのながれ

市民・企業・行政が連携して計画策定にあたるため、市民を対象としたワークショップ、市民アンケート及びみどりの推進会議を行い、市民やまちづくり活動団体等の意見を計画に反映することとし、以下のフローに従って計画策定を進めます。



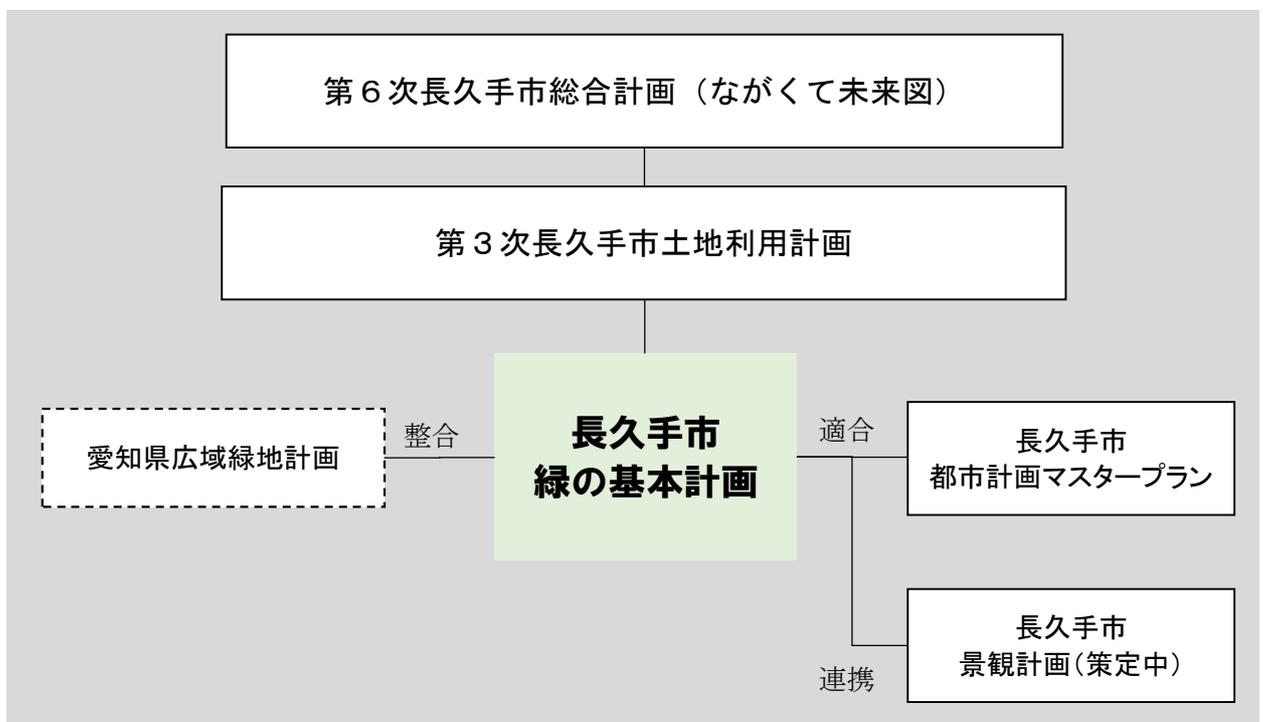
※みどりの推進会議：市におけるみどりの育成等に関する事項等を調査審議するための、市長の諮問機関

4. 本計画の位置づけ

「緑の基本計画」は、まちづくりの指針となる「第6次長久手市総合計画(H31.3)」及び土地利用の基本的方向性を示す「第3次長久手市土地利用計画(H30.3)」を上位計画とし、都市計画の指針となる「長久手市都市計画マスタープラン」に適合して、緑の保全や緑化の推進に関わる施策を総合化した個別計画です。

また、本計画の策定にあたっては、「愛知県広域緑地計画(H31.3)」や他の計画との整合を図ります。

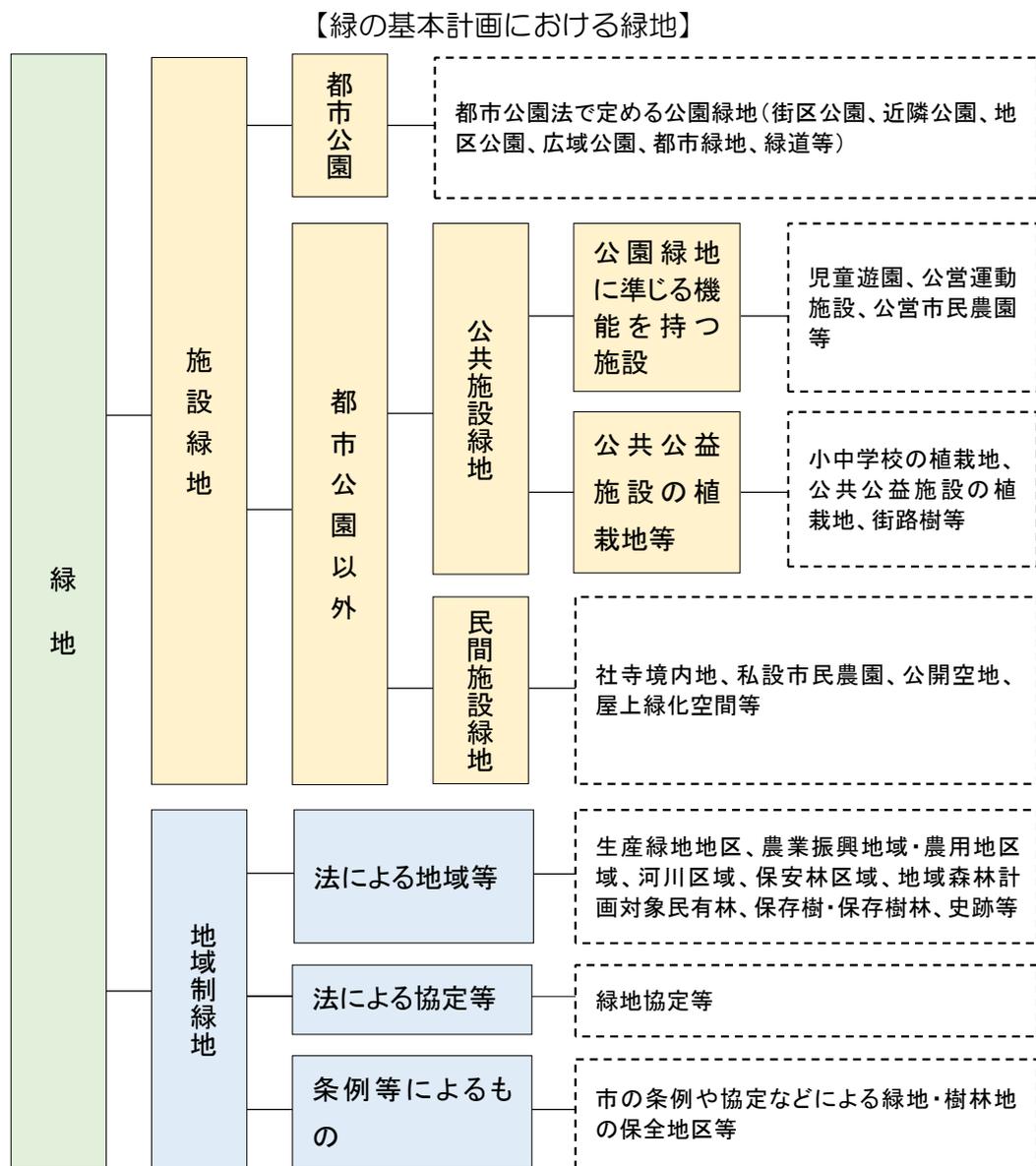
【本市における緑の基本計画の位置づけ】



5. 対象となる緑地

「緑の基本計画」における緑地とは、都市緑地法において「樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地（農地であるものを含む）が、単独で若しくは一体となって、又はこれらと隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然環境を形成しているもの」と定義されています。

具体的には、以下のように整理されます。



資料:「H29 公園緑地マニュアル(日本公園緑地協会)」をもとに作成

6. 対象区域

計画の対象となる区域は、長久手市全域とします。

7. 目標年次

本市の緑の基本計画の目標年次は、第6次長久手市総合計画等との整合を図り、概ね10年後の2028（令和10）年度とします。

緑の基本計画の目標年次 2028（令和10）年度



I. 長久手市の緑に関する現況と課題

1. 現況把握

(1) 都市特性の把握

■沿革等

本市は、名古屋市の東側に隣接する人口約 5.9 万人、面積 2,155ha の都市です。

昭和初期には人口約 5 千人の村でしたが、土地区画整理事業による住宅開発によって人口が増加し、2012（平成 24）年 1 月に市制施行されています。

西部の市街地には住宅や商業施設などが立地する一方で、東部の丘陵地には良好な自然環境が残されています。また、2005（平成 17）年には愛知万博（愛・地球博）が開催され、旧愛知青少年公園は長久手会場として賑わいました。万博会場はその後「愛・地球博記念公園（モリコロパーク）」として親しまれています。

名古屋市営地下鉄東山線の藤が丘駅が市の西側直近にあるため、名古屋市への良好なアクセスが確保されています。また、愛知万博時に国内初の磁気浮上式リニアモーターカーの常設実用線としてリニモが整備されて藤が丘駅と八草駅（豊田市）を結んでおり、更に名古屋瀬戸道路も整備され、交通基盤としては恵まれた状況にあります。

【本市の都市構造】



■人口

〔人口・世帯数の状況〕

住民基本台帳によると、2019（平成31）年4月1日現在の本市の人口・世帯数は、58,545人・23,922世帯です。

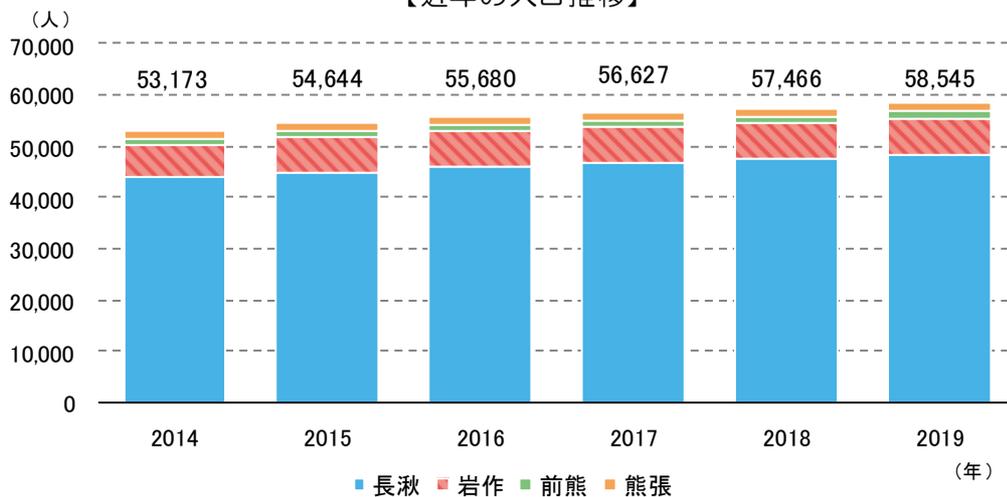
日本全国が人口減少傾向にある中で、本市は増加傾向にあります。なお、総人口は2035年度まで増加し、その後は減少に転じ本市でも超高齢化社会となり、団塊ジュニア（40歳代）の世代が高齢者になり始める2040年頃から高齢化が一層進みます。

【近年の人口・世帯数】

年	総人口(人)					総世帯数 (世帯)
	(含外国人)	長湫	岩作	前熊	熊張	
2014(H26)	53,173	43,854	6,487	1,127	1,705	21,320
2015(H27)	54,644	45,002	6,772	1,141	1,729	21,963
2016(H28)	55,680	45,885	6,958	1,132	1,705	22,441
2017(H29)	56,627	46,732	7,038	1,145	1,712	22,978
2018(H30)	57,466	47,368	7,133	1,251	1,714	23,341
2019(H31)	58,545	48,271	7,182	1,356	1,736	23,922

資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

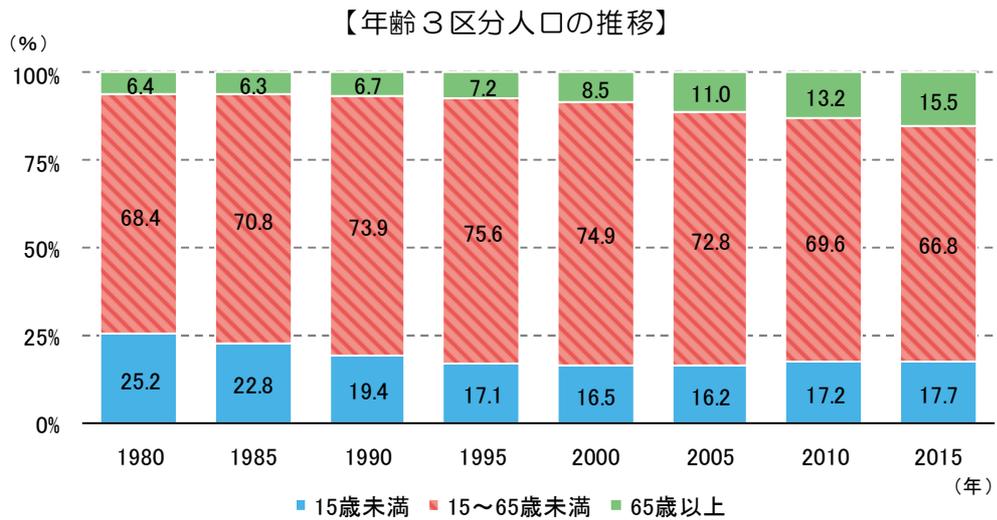
【近年の人口推移】



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

〔年齢3区分人口〕

国勢調査によると、2015（平成27）年における高齢人口（65歳以上）の割合は15.5%であり、その比率を高めながらも全国平均や県平均と比べてかなり高齢化率は低くなっています。



資料：国勢調査 ※不詳を除いた割合

〔将来人口〕

本市の将来人口は、今後2035年のピーク時まで増加を続け、その後は減少に転じると推計されています。

【総人口推計値】

年	推計人口	備考
2025(R7)	63,611人	
2028(R10)	64,333人	本計画の目標年度
2030(R12)	64,816人	
2035(R17)	65,482人	
2040(R22)	65,462人	

■土地利用

〔都市計画・市街地整備〕

本市は、市全域（2,155ha）が名古屋都市計画区域に含まれており、その内の34.7%が市街化区域となっています。また、市街化区域には人口の約86%が集中しています。

なお、市街化区域の約8割は土地区画整理事業によって一体的な基盤整備が行われています。

【市街化区域・市街化調整区域】

	都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域
面積 (ha)	2,155	747	1,408
面積比 (%)	100.0	34.7	65.3
2005年国勢調査人口 (人)	46,493	39,273	7,220
人口密度 (人/ha)	21.6	52.6	5.1
2015年国勢調査人口 (人)	57,598	49,698	7,900
人口密度 (人/ha)	26.7	66.5	5.6
人口増加率 (%)	23.9	26.5	9.4

資料：国勢調査、愛知県都市計画基礎調査

【土地区画整理事業】

地区名	面積 (ha)	施行者	施行年度	減歩率 (%)			計画戸数 (戸)	計画人口 (人)	区分	決定告示 (備考)
				公共	保留地	合算				
長湫下山第一	約 13.6	組合	S53～S56	22.56	7.62	30.18	332	1,261	完了	—
長湫東部	約 163.5	組合	S48～H5	20.04	15.29	35.33	3,806	14,463	完了	—
長湫西部	約 158.9	組合	S47～H12	18.76	13.81	32.57	3,907	14,847	完了	—
岩作第一	約 4.7	組合	H4～H16	29.39	3.76	33.15	114	342	完了	H7.8.7 町告示第 53 号
長湫中部	約 106.7	組合	S56～H25	21.49	13.5	34.99	2,732	8,742	完了	—
長湫南部	約 98.2	組合	H10～H26	28.9	10.96	39.86	1,880	5,000	完了	H9.4.18 県告示第 377 号
長久手中央	約 27.3	組合	H22～R4	12.49	23.33	35.82	692	1,730	施行中	H20.8.26 町告示第 47 号 H22.12.24 町告示第 53 号 H25.1.22 市告示第 13 号 (市制に伴う変更)
長久手市下山	約 5.5	組合	H25～H32	27.6	12.33	39.93	180	450	施行中	—
公園西駅周辺	約 20.6	市	H25～H35	26.7	17.19	43.89	480	1,200	施行中	H25.1.22 市告示第 4 号

資料：長久手市の都市計画の変遷(H31)

〔土地利用状況の推移〕

本市の土地利用の推移をみると、2007年から2017年までの間に「宅地」「道路」が増加し、「森林」「農地」が減少しています。

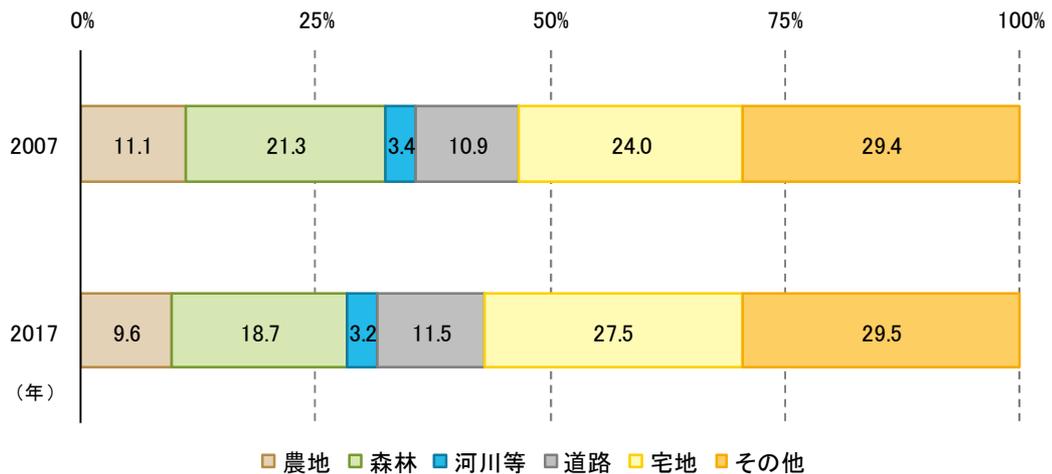
また、「農地」の中では「田」が減少しており、「森林」はすべて「民有林」となっています。

【土地利用面積】

年	市全域 (ha)	農地		森林		河川・水面				道路 (ha)	宅地 (ha)	その他 (ha)		
		田	畑	国有林	民有林	水面	河川	水路						
2007	2,154	239	148	91	458	0	458	73	27	18	28	235	516	633
2017	2,155	206	97	109	404	0	404	70	25	18	27	247	592	636

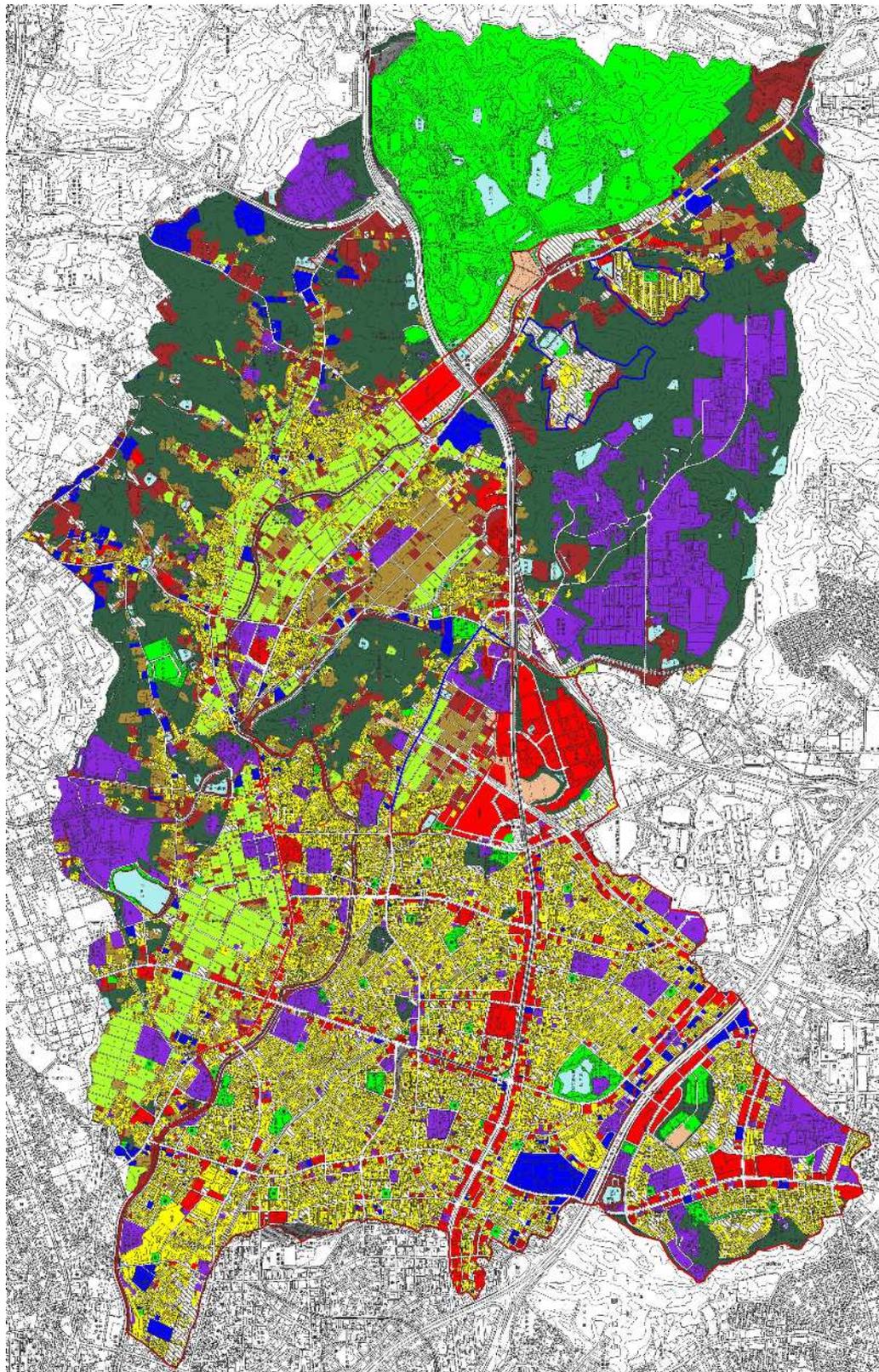
資料：愛知県土地に関する統計年報

【土地利用面積比】



資料：愛知県土地に関する統計年報

【土地利用現況図（2018（H30）年）】



資料：都市計画基礎調査

(2) 緑の現況整理

■自然環境

〔地形等（丘陵地、河川、ため池）〕

本市は、名古屋市と隣接する西部市街地と東部丘陵地に大別されます。

東部の大草丘陵、三ヶ峯丘陵、岩作丘陵の間を複雑にぬうように香流川が流れているだけでなく、9の準用河川が市内を流れています。また、丘陵地や平地には多くのため池がみられ、水と緑に恵まれた環境となっています。



〔生物多様性〕

本市の山林、農地、河川、ため池及び湿地などにおいては、シラタマホシクサ、トウカイコモウセンゴケなどの植物、ハッチョウトンボ、ヒメタイコウチ及びハイケボタルなどの多様な生物が生息しています。

特に、三ヶ峯丘陵に位置する二ノ池湿地群や東山の谷津田（やつだ）には湿地固有の生物がみられます。

※湿地の生物の中でも、シラタマホシクサやトウカイコモウセンゴケなど、主に東海地方の丘陵地の湿地やその周辺のやせ地などでしか見られない特徴的な植物は「東海丘陵要素植物群」と呼ばれ、学術的にも重要です。



シラタマホシクサ



トウカイコモウセンゴケ

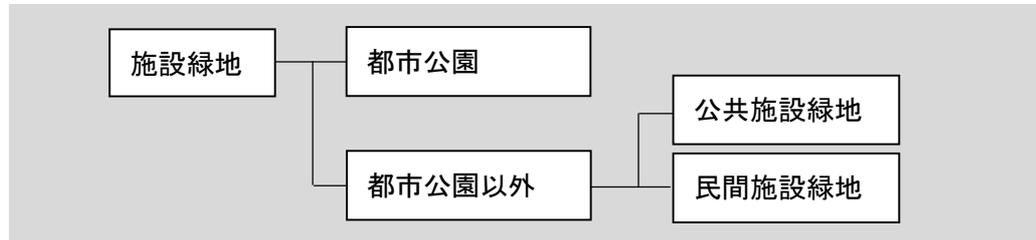


ハッチョウトンボ



東山の谷津田

■施設緑地



①都市公園

本市の都市公園（都市公園法で定めるもの）は、2019（平成31）年4月現在で、街区公園34箇所、近隣公園5箇所、地区公園1箇所、広域公園1箇所、特殊公園1箇所、都市緑地3箇所、緑道4箇所、広場公園2箇所あり、これらの合計面積は186.56haです。市街化調整区域に位置する広大な広域公園（愛・地球博記念公園）が目立っていますが、市街化区域においても土地区画整理事業の進展に伴って多くの都市公園が整備されています。

また、都市計画区域における一人当たり都市公園面積は31.87㎡/人となっています。

なお、市民に身近な街区公園・近隣公園は、設置から30年以上経過したものがあり、都市公園施設長寿命化計画に基づく効果的な維持・管理や保全・改修の必要があります。

【都市公園の現況】

種類	種別	都市計画区域		市街化区域		市街化調整区域	
		箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
住区基幹公園	街区公園	34	6.65	28	5.66	6	0.99
	近隣公園	5	6.6	5	6.6	0	0
	地区公園	1	7.3	1	7.3	0	0
大規模公園	広域公園	1	151.5	0	0	1	151.5
緩衝緑地等	特殊公園	1	1.1	1	1.1	0	0
	都市緑地	3	5.74	3	5.74	0	0
	緑道	4	6.73	3	1.53	1	5.2
	広場公園	2	0.94	2	0.94	0	0
都市公園計		51	186.56	43	28.87	8	157.69
2019年住民基本台帳人口(人)			58,545		49,998		8,547
一人当たり都市公園面積(㎡/人)			31.87		5.77		184.49

※2019.4.1 現在、市街化区人口及び市街化域調整区域人口は市算出資料

②都市公園以外の施設緑地

〔公共施設緑地〕

公共施設緑地は、下表のように「公園緑地に準じる機能を持つ施設」と「公共公益施設の植栽等」に分けられ、合計 53.84ha となります。

本市の児童遊園等は 18 箇所、合計 1.43ha あり、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにするために設置しています。

【公共施設緑地一覧】

種類	種別	都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域
公園緑地に準じる機能を持つ施設	児童遊園等	1.43	0.84	0.59
	運動施設	3.50	0.38	3.12
	その他	9.92	7.40	2.52
	(ha)	14.85	8.62	6.23
公共公益施設の植栽等	街路樹	7.34	6.74	0.60
	小学校	4.84	3.44	1.40
	中学校	3.64	2.41	1.23
	文化施設等	23.17	1.06	22.11
	(ha)	38.99	13.65	25.34
公共施設緑地計 (ha)		53.84	22.27	31.57

資料:市資料(H31.4)

〔民間施設緑地〕

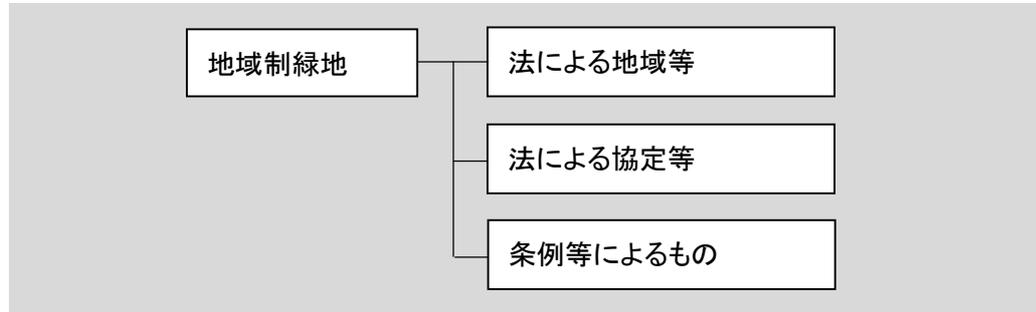
本市の民間施設緑地としては、社寺境内、民間施設の緑化事業及び市民農園があり、合計は 20.95ha となります。

【民間施設緑地一覧】

種類	都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域
社寺境内	19.00	4.60	14.40
民間施設の緑化事業	0.55	0.55	0.00
市民農園	1.40	0.00	1.40
民間施設緑地計 (ha)	20.95	5.15	15.80

資料:市資料(H31.4)

■地域制緑地



本市の地域制緑地としては、生産緑地地区、農業振興地域内の農用地区域、地域計画対象民有林、保安林、河川区域、生態系保護エリア及び史跡（長久手古戦場）があり、合計は646.85haとなります。

【地域制緑地一覧】

名称	都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域
生産緑地地区(16団地)	1.20	1.20	
農業振興地域・農用地区域	193.80		193.80
地域森林計画対象民有林	393.40		393.40
保安林	13.00		13.00
河川区域	18.00	10.73	7.27
生態系保護エリア	25.50		25.50
(史跡)長久手古戦場	1.95	1.95	
地域制緑地計(ha)	646.85	13.88	632.97

資料：市資料(H31.4)、愛知県土地に関する統計年報(H30)

※地域森林計画対象民有林は保安林重複部分を除いた面積

※(史跡)長久手古戦場は古戦場公園部分のみ

■緑地現況のまとめ

本市の緑地の状況をまとめると、施設緑地が 261.35ha（うち都市公園が 186.56ha）・地域制緑地が 646.85ha であり、緑地の合計は 908.20ha です。

2019（平成 31）年 4 月現在の都市計画区域における一人当り緑地面積は 155.13 m²/人となります。

【緑地の状況】

種別			都市計画区域 (ha)	市街化区域 (ha)	市街化調整区域 (ha)	
施設緑地	都市公園		186.56	28.87	157.69	
	都市公園以外	公共施設緑地	公園緑地に準じる機能を持つ施設	14.85	8.62	6.23
			公共公益施設の植栽等	38.99	13.65	25.34
	民間施設緑地		20.95	5.15	15.80	
	(施設緑地計)		261.35	56.29	205.06	
地域制緑地等			646.85	13.88	632.97	
緑地合計 (ha)			908.20	70.17	838.03	
一人当り緑地面積 (m ² /人)			155.13	14.03	980.49	

※2019.4.1 現在

■補助事業による緑化等

本市においては、様々な補助事業を活用して、市民・企業等による緑化が進められています。

2010（平成22）年以降、「屋上・壁面緑化事業」は6件の実績があり、大型商業施設の壁面緑化も実現しています。「都市緑化推進事業」では19回の活動（ハンギングバスケット及び花植え活動等）と13件の事業（4603.5㎡）が実現しており、大型商業施設の緑化も実現しました。「生垣設置補助事業」では、32件の実績があります。「記念樹配布事業」では、656件の実績がありません。

【屋上・壁面緑化事業】

年度	申請数(件)	緑化面積(㎡)
2010	2	85.4
2011	2	71.3
2016	1	739.2
2018	1	7.8
計	6	903.7

資料:市資料(H31.4)

【都市緑化推進事業】

年度	県民参加緑づくり事業(回)	緑の街並み推進事業	
		(件)	面積(㎡)
2011	2	3	440.3
2012	3	1	102.4
2013	1	1	101.4
2014	1	2	526.0
2015	5	1	473.5
2016	1	2	830.7
2017	1	3	2,129.2
2018	5	0	0
計	19	13	4603.5

資料:市資料(H31.4)

【生垣設置補助事業】

年度	申請数(件)	延長(m)
2010	6	72.6
2011	4	107.4
2012	4	46.1
2013	2	43.2
2014	7	50.7
2015	8	35.0
2016	0	0
2017	1	30.0
2018	0	0
計	32	385.0

資料:市資料(H31.4)

【記念樹配布事業】

年度	申請数(件)
2013	5
2014	157
2015	149
2016	105
2017	110
2018	130
計	656

資料:市資料(H31.4)

2. 関連計画の整理

(1) 緑に関する愛知県の計画

■愛知県広域緑化計画・改訂版（H31年3月）

○県内の緑に対する考え方、骨格や拠点となる緑地に関する目標を定め、緑の政策を実施するとともに、県内市町村の「緑の基本計画」の指針となる。

○計画期間：2019～2030年度

○対象区域：県内の都市計画区域（38市12町1村）、準都市計画区域

〔計画の理念〕

豊かな暮らしを支える あいちの緑づくり ～緑の質を高め 多様な機能を活用～

〔緑の基本方針〕

・緑づくりの基礎 健全で良質な緑

・緑の機能と基本方針

いのちを守る緑：

緑の恩恵を享受し、自然と調和し災害にも強い緑の都市づくり

暮らしの質を高める緑：

良好な生活環境とQOL（生活の質）を高める緑の空間づくり

交流を生み出す緑：

多様な主体との連携と地域の特性を活かす緑づくり

〔施策〕

・「健全で良質な緑」に関する施策

①植物の生育に配慮した植栽計画の検討

②健全で良質な緑づくりに向けた普及啓発活動の実施

・「いのちを守る緑」に関する施策

③緑の恩恵を享受していくための生物多様性への配慮

④防災・減災に資する緑とオープンスペースの保全と創出

⑤緑を育む行動へと結びつく啓発活動の実施

⑥日常の安心につながる公園施設の維持管理と更新

・「暮らしの質を高める緑」に関する施策

⑦QOL（生活の質）の向上に貢献する身近な緑とオープンスペースの確保

⑧心と体の健康を支える緑の活用

⑨まちづくりと一体となった魅力的な緑づくりの推進

・「交流を生み出す緑」に関する施策

⑩地域コミュニティを育む場としての緑の活用

⑪地域の特性を活かした緑のまちづくりの推進

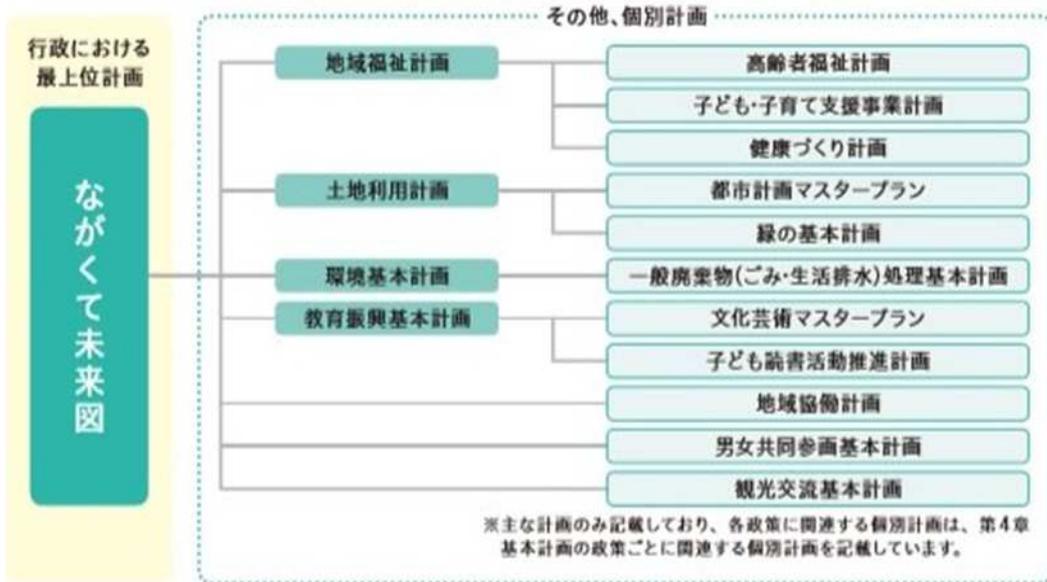
⑫多様な主体による緑のまちづくりの推進

(2) 本市の上位・関連計画

■第6次長久手市総合計画 ながくて未来図（H31年3月）

○2050年には老若男女がまちづくりに関わることが当たり前になり、市民主体のまちづくりが文化として定着するよう、多くの市民に役割を担ってもらう（＝種を蒔く）ことを主眼に置いて策定。

○長久手市における位置づけ



○計画期間：2019～2028年度

□基本構想：まち全体の将来像、分野ごとの基本目標、その実現のための政策〔将来像〕

幸せが実感できる 共生のまち 長久手 ～そして、物語が生まれる～

〔基本目標〕

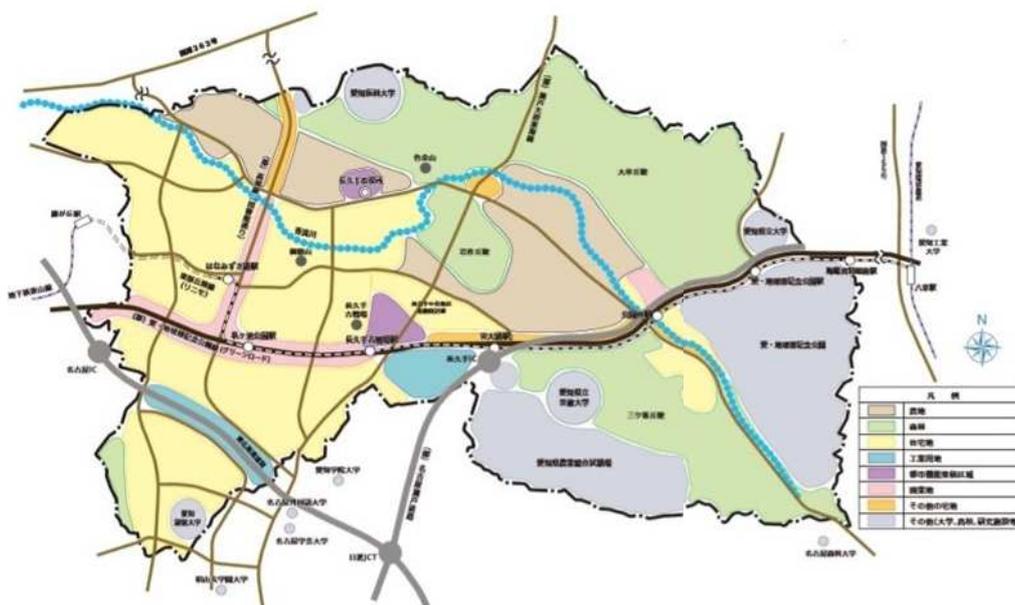
- ・人づくり：「やってみたい」でつながるまち
- ・子ども：子どもが元気に育つまち
- ・自然環境：みんなで未来へつなぐ緑はまちの宝物
- ・生活：誰もがいきいきと安心して暮らせるまち
- ・交流：いつでもどこでも誰とでも広がる交流の輪
- ・都市経営：あえて歩いてみたくなるまち
- ・市政運営：市民から信頼される市政の運営

〔人口フレーム〕

2028年度人口 65,000人

〔土地利用構想〕

- 土地利用の基本理念：公共の福祉の優先
 自然環境の保全・活用、緑の創出
 持続可能な都市づくりの推進
 健康で質の高い生活環境の確保
 安全なくらしの確保
 文化的な市民生活の創造
- 土地利用の基本方針：
 - 本市の魅力である自然環境の保全・活用、緑の創出
 - リノモを中心としたまちづくりを推進する土地利用の展開
 - 都市機能が集積する複合的な拠点形成に資する土地利用の展開
 - 住み続けられる持続可能な土地利用の展開
 - 歴史的資源の景観保全に向けた施策の検討
- 土地利用構想図



■第3次長久手市土地利用計画（H30年3月）

○「愛知県国土利用計画」を基本とし、各種計画との整合を図りながら、今後の総合的かつ計画的な土地利用のあり方を示している。

○計画期間：2019～2028年度

□土地利用の基本方針

〔土地利用の基本理念〕

- ア 公共の福祉の優先
- イ 自然環境の保全・活用、緑の創出
- ウ 持続可能な都市づくりの推進
- エ 健康で質の高い生活環境の確保
- オ 安全な暮らしの確保
- カ 文化的な市民生活の創造

〔土地利用の基本方向〕

- ア 本市の魅力である自然環境の保全・活用、緑の創出
- イ リニモを中心としたまちづくりを推進する土地利用の展開
- ウ 都市機能が集積する複合的な拠点形成に資する土地利用の展開
- エ 住み続けられる持続可能な土地利用の展開
- オ 歴史的資源の景観保全に向けた施策の検討
- カ 高次都市機能立地を生かした特色ある土地利用の展開
- キ 市民、行政、NPO法人等が連携した協働型の土地利用の展開

□利用区分別の土地利用の基本方向

- ・農地：農地の保全・整備、一体的な農業環境の整備、計画的な土地利用転換等
- ・森林：適正な保育管理と総合活用、貴重な動植物の生息地・水源として保全、里山の活用等
- ・原野等：原野の発生防止
- ・水面・河川・水路：水面・河川・水路は、洪水調整等の災害防止や親水空間等の公益的な機能を有しており、災害防止を図るとともに、水辺空間等の良好な生活環境を創出するため、水面・河川・水路の適切な管理と整備に努める
- ・道路：幹線道路から生活道路にいたるまでの段階的的道路網の整備
道路整備にあたっては、すべての歩行者や自転車等が安全・快適に移動することができるよう十分に配慮
- ・宅地：（住宅地）長久手中央地区は、商業施設、駅前広場、公園等の都市機能が集積する複合拠点の形成に向けた土地利用の展開、（工業用地）東名高速道路沿道は、住居系の土地利用を避け、工業用地として位置づけ

・その他：公園・レクリエーション施設・文化施設等の敷地内緑化を推進
 □地域類型別の土地利用の基本方向

〔西部〕

- ア 成熟した市街地の魅力の向上と土地利用の誘導
- イ 都市機能が集積する複合的な拠点形成

〔東部〕

- ア 自然環境の保全・活用、緑の創出
- イ 農地の保全
- ウ 交通基盤を生かした土地利用の展開
- エ 都市と自然環境との共生を可能とする土地利用の展開

利用区分	面積 (ha)		構成比 (%)	
	2015(平成27)年	2028(平成40)年	2015(平成27)年	2028(平成40)年
農地	217	200	10.1	9.3
田	102	95	4.8	4.4
畑	115	105	5.3	4.9
森林	438	415	20.3	19.3
原野等	-	-	-	-
水面・河川・水路	69	70	3.2	3.2
道路	243	257	11.3	11.9
宅地	584	647	27.1	30.0
住宅地	393	436	18.2	20.2
工業用地	10	12	0.5	0.6
その他の宅地	181	199	8.4	9.2
その他	604	566	28.0	26.3
合計	2,155	2,155	100.0	100.0

〔土地利用構想図〕



3. SDGs

「SDGs（エスディーズ）」とは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、2015（平成 27）年国連サミットで採択された 2016（平成 28）年から 2030（令和 12）年までの国際目標です。SDGs では、前身のミレニアム開発目標（MDGs）と違い、発展途上国だけでなく、先進国も取り組むものとなっており、内容もより包括的なものになっています。

緑の基本計画に生物多様性への配慮を盛り込むことは、「⑮陸上資源」をはじめ、「⑪都市」や「⑬気候変動」など多くの個別目標の達成に寄与します。

日本においても、SDGs の目標達成のため、2016（平成 28）年に内閣に SDGs 推進本部を設置し、「持続可能な開発目標（SDGs）実施方針」を定めるなど、積極的な取り組みを行っています。この指針においては、SDGs 目標群の中でも優先課題が提示されており、その中には「生物多様性、森林、海洋等の環境の保全」が含まれています。生物多様性の保全は、先進国において取り組むべき国際目標の一つであり、かつ日本における優先課題です。

【SDGs の 17 の個別目標】



ロゴ：国連広報センター作成

資料：生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き(H30)

4. 市民意向の把握

「緑の基本計画」の策定にあたって、合計3回のワークショップを開催し市民の意向を把握しました。

ワークショップは毎回4つのグループに分かれ、グループワークを行いました。

- 第1回 2019(令和元)年8月29日〔26名参加、うち市民18名〕
テーマ:「お気に入りの緑を教えてください」
- 第2回 2019(令和元)年10月3日〔28名参加、うち市民19名〕
テーマ:「不足している緑を教えてください」
- 第3回 2019(令和元)年12月12日〔24名参加、うち市民18名〕
テーマ:「市民の皆さんができる緑づくりを教えてください」

(1) ワークショップにおける「お気に入りの緑」

「お気に入りの緑」として各グループからまんべんなく選ばれていたのは杵ヶ池公園(桜、紅葉)と香流川(並木、遊歩道)でした。

また、後山公園、原邸公園、古戦場公園、愛・地球博記念公園(一部)、景行天皇社、富士社、長久手西通りの街路樹、せせらぎの径、農業総合試験場、たいようの杜、御嶽山、色金山及び立石池なども重複して選ばれていました。

更に、市役所北側などの田んぼや畑、東部の里山・谷津田・湿地・山並み及び橋などから見た緑の風景なども選ばれていました。



(2) ワークショップにおける「不足している緑」

「長久手市のお気に入りの緑」として評価が高かった香流川ですが、現状に対するネガティブな意見も多いことが分かりました。自然環境の保全、植樹のあり方、沿岸の遊歩道整備、川底の管理、上流の整備など様々な指摘があり、もっと良くなって欲しいという思いがありました。

市街地の緑の減少が懸念される中で、「駐車場の緑化」、「壁面緑化」、「民家や店舗の緑化」、「街角の植樹」、「シンボルツリーの整備」、「四季を感じる樹木や花の整備」、「記念樹の植樹」など、様々な緑化施策がまだ十分ではないという意見が出されました。

グリーンロード、県道田名名古屋線、県道名古屋長久手線、香流通りについては、「街路樹が無い、足りない、管理が十分ではない」といった、美しい緑の景観と木陰の創出などの快適な環境が不足しているという意見が出されました。特に、グリーンロードは、リニモや長久手ICとともに、市の玄関口であり、来訪者に良いイメージを与えるために、緑のまちづくりを重視すべきとの意見が出されました。

公園に関しては、「芝生化の促進」、「木陰となる樹木や食べられる実がなる樹木の植樹」、「管理の充実」など、今後も工夫・改善する部分が多いとの意見が出されました。

緑の保全や維持・管理には市民の協力が必要だという認識の上で、市民による植樹・花植えや草刈り、水やりなどの管理について、多くの市民が協力しやすい仕組みづくりについても充実させる必要があるとの意見が出されました。

その他、市全体に緑が不足していると感じる意見も多く出されました。



(3) ワークショップにおける「市民ができる緑づくり」

緑づくりの身近な取り組みとして、植樹、花づくり、野菜づくりについて様々な意見が出されました。季節の花、実のなる木、常緑樹、真菜（長久手市の伝統野菜）の花畑、市民農園、緑のトンネル、緑のカーテン、木陰づくり、CO₂対策など多岐にわたり、自宅で行うものだけでなく、公園の一部などの公共用地や未利用地を借りて活動したいという意見も多くありました。また、子ども会、学校、自治会などと一緒にした取り組みや、行政との分担・協働を想定したものもありました。

公園の樹木や街路樹の管理についても、ボランティアで剪定に取り組みたいという意見だけでなく、樹木に名札を付ける、清掃活動日などを決めて市全体で取り組むという提案もありました。

現行制度の改善点として、記念樹配布事業について、対象の拡大や植樹場所の提供などの改善案が出されました。

行政に求めるサポートとして、民有地の緑化には、種子や苗の配布が有効という意見が多くありました。

また、樹木や花について知識や情報を増やしたいということから、講習会や体験イベントの開催、専門家のアドバイス、散策路マップや記念樹マップの作成などがあげられました。

更に、公園や公共施設の一部で市民が緑づくりのイベントをできるようにするための各課の連携や、剪定ボランティアが可能となる条件の整備、花づくりや野菜づくりを希望する市民が利用されていない民有地を使えるようにするためのマッチングなど、行政に期待する意見も出されました。

緑化意識を高めるための緑に関するフォトコンテストなどの実施や、市民や企業から緑づくりに必要な経費の寄付をしてもらうという資金集めの提案もありました。



5. 緑に関する課題の整理

(1) 前回計画の評価

■数値目標の評価

前回計画における一人当り都市公園面積の目標水準は以下のとおりであり、国の目標値を大きく上回るものとなっています。

【前回計画の目標水準】

	現況 (H21) ※3	目標年次 (H30)	国の目標値
都市計画区域 ※1	34.0(9.3) m ² /人	40.0(9.2) m ² /人	10 m ² /人
市街化区域 ※2	6.9 m ² /人	7.3 m ² /人	5 m ² /人

()内は愛・地球博記念公園を除いた場合

※1： 都市公園面積/都市計画区域人口 なお都市公園には「都市公園に準ずる施設」スポーツの杜、色金山歴史公園、町民野球場、児童遊園を含む

※2： 都市公園面積/市街化区域人口 なお都市公園には「都市公園に準ずる施設」町民野球場、児童遊園を含む

※3： 公園整備現況は2009 現在、人口は2005 国勢調査による

「目標年次 (H30)」における目標値と、2019 (平成31) 年4月1日現在の数値と比べると、国の目標値は上回っていますが、都市公園面積は増加しているものの、人口も増加しているため、都市計画区域及び市街化区域いずれにおいても目標値には達していません。

【前回目標値との比較】

	前回目標値 (H30)	H31現在値※
都市計画区域	40.0 m ² /人	31.87 m ² /人
市街化区域	7.3 m ² /人	5.77 m ² /人

※2019.4 現在の都市公園面積、住民基本台帳人口

■5つの基本方針に対する評価

①緑の基本骨格を守る（骨格をなす「軸」と「環」を守る）

本市は香流川及び周辺による「軸」と、東部丘陵などによる「環」によって緑の骨格が形成される構造が守られています。

香流川は、市民の目に触れる機会も多く一定の評価を得ていますが、沿岸の緑化や散策路の整備が部分的であるため、適正な管理とともに、緑化の推進及び親水化など「軸」となる整備を推進する状況にあると考えます。

丘陵地である「環」については、「里山プラン」及び「生態系保護エリア※」などにより保全・活用の取り組みが始まっています。しかし、管理が不十分な山林も多く、竹林化などの問題も抱えています。

※「生態系保護エリア」：豊かな自然環境と生物多様性の恵みを次世代に残していくためのエリアのこと

②成熟市街地における緑をみがく（地域ニーズをふまえた質的向上）

都市公園は量的に充足しており、また公園愛護会がある公園の割合は増加していることから、花植活動の活性化など地域住民との関わりも増えていると考えられます。しかし、質的向上を図るためには、行政による適正な維持・管理だけでなく地域住民との更なる協働が必要になります。

また、市民ワークショップでは「市街地の緑が減っている。」との指摘もあるため、公共施設の緑化を充実させるとともに、一定の成果を納めている壁面緑化、生垣設置及び空地緑化を推進し、民間の敷地（宅地）の緑化によって緑あふれる潤いのあるまちづくりに取り組む必要があると考えられます。

③新しいまちの核をつくる（リニモ駅周辺の核づくり）

長久手古戦場駅周辺については、シンボル・コアとしての拠点形成が進められており、2021（令和3）年には、リニモテラス公益施設（仮称）が完成する予定で、隣接の長久手中央2号公園のグレードアップ工事を計画しています。

公園西駅周辺は土地区画整理事業によって住宅地、大型商業施設、公園及び駅前広場等を積極的に緑化しながら、公共交通の利便性を生かした整備が進められています。

これらは周辺の自然環境との調和に配慮して進められています。

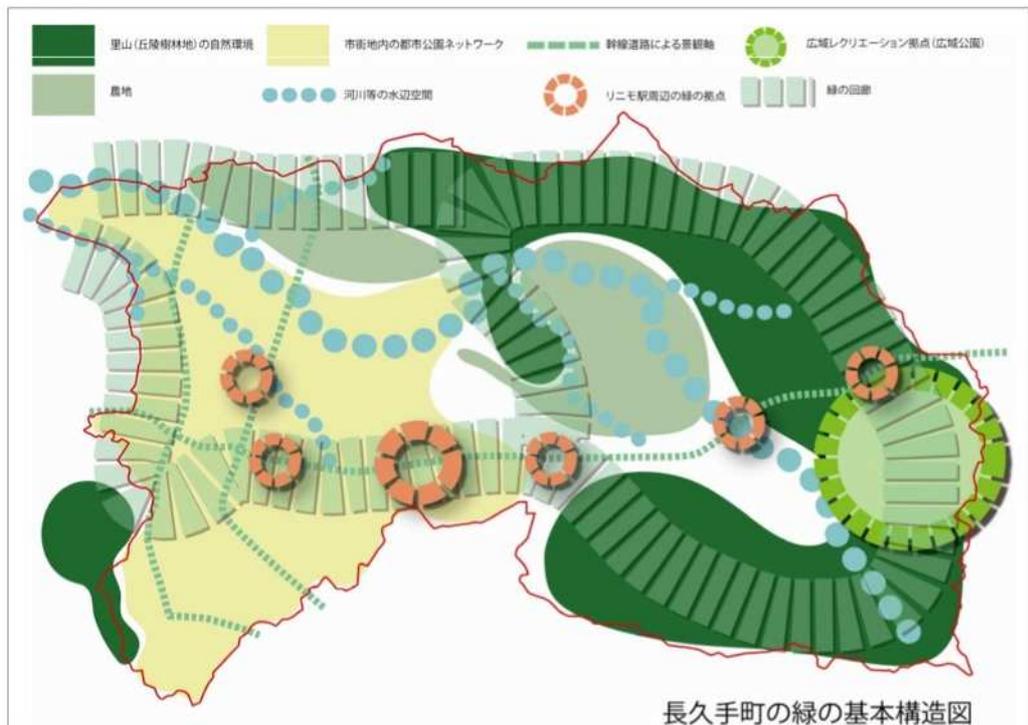
④五感で感じる「緑のみちづくり」(遊歩道・サイクリングロードの形成)

香流川を活用した遊歩道・サイクリングロードの形成は、まだこれからという状況にあり、ネットワークとしての回遊性も確保されていません。当面、香流川緑地などの整備を進めつつ、主要道路の街路樹再整備などに取り組み、市民にとって快適な遊歩道・サイクリングロードの形成を目指す必要があると思われれます。

また丘陵地においても、緑の拠点内及び周辺を回遊する散策路整備などにより、身近に自然環境や農に触れられるネットワーク基盤の形成が必要と考えられれます。

⑤緑を共有するしくみづくり(緑の保全・活用への市民参加)

補助事業を活用した民間施設の緑化の拡大、市民団体による緑の保全活動などをふまえると、緑に関する市民参加は拡大していると考えられれます。しかし、一部の市民の活動に留まっている状況もあるため、緑に関する情報を積極的に発信することなどにより、多様な市民の参画を促す必要があります。また、市民が主体的に魅力的な緑を創出するような取り組みを支える仕組みづくりなど、さらなる検討が必要となっています。



(2) 緑に関する課題の整理

■都市特性に関する課題

〔人口増加への対応が必要です〕

本市の人口は、本計画の計画期間を超える 2035 年まで増加すると推計されています。土地区画整理事業による宅地の拡大が見込まれており、公園整備や道路緑化は期待されますが、今後も周辺の自然との調和を図りつつ、緑あふれる潤いのあるまちづくりに取り組む必要があります。

〔リコモ沿線の魅力づくりが必要です〕

リコモは本市の大きな特徴となっていますが、殆どの各駅で駅前広場は限られており、駅周辺の魅力づくりは難しくなっています。しかし、はなみずき通駅に隣接するはなみずき広場や、長久手古戦場駅に近接する長久手中央2号公園では効果的な緑化が行われ、公園西駅周辺では公園及び駅前広場の整備が予定されており、積極的な緑化が求められています。他の駅においても、緑の創出に取り組む必要があります。

また、グリーンロードの街路樹再整備や市内外からの来訪者が車窓から緑を感じられることも必要となっています。

■緑の現況に関する課題

〔基本的な骨格構造が必要です〕

本市は、西部の市街地、東部の丘陵地、東西に流れる香流川という特徴的な骨格構造を有しています。

香流川については、その位置や全長から「緑の軸」となることが期待され、水質保全、近自然工法による護岸改修及び親水化などとともに、散策路やサイクリングロードの整備、周辺緑地とのネットワークの形成及び河川敷への植樹など様々な整備を進めることが必要となっています。

東部の丘陵地については、「生態系保護エリア」の設定や市民が積極的に関わる取り組みを拡大し、市民が身近に感じる里山として保全・活用することが求められています。

〔生物多様性の資源を守る必要があります〕

本市は、大都市名古屋市に隣接する都市でありながら、多様な生物が生息するような自然環境にも恵まれています。これは、本市の大きな魅力の1つであり貴重な地域資源となっています。

しかし、農地の減少や民有林の荒廃など、将来的に楽観視できる状況にはありません。したがって、山林、農地及びため池などの環境を適正に保全し、今後も多様な生物などの生息地を守る必要があります。

〔農地を維持する工夫が必要です〕

農地は、生産の場だけでなく、視覚的に季節を感じさせてくれる場であり、多くの生物の生息地でもあります。しかし、後継者不足など農を巡る環境は厳しさを増しており、実態として農地は減少傾向にあります。

したがって、農地の貸し借りのマッチングの促進や生産者が出荷しやすい環境の整備など農地を維持するための様々なバックアップが必要です。

■社会状況の変化に関する課題

〔緑の役割拡大への対応が必要です〕

緑はその多機能性が最大の特徴であり、自然環境を守る（CO₂対策を含めた環境保全機能、生物多様性保全機能、環境教育機能）、人の役に立つ（生産機能、リラックス・健康増進機能、スポーツ・レクリエーション機能、コミュニティ形成機能）、市民生活を守る（地下水貯留・水源かん養機能、防災・減災機能）、地域を良くする（景観形成機能、地域の魅力を高める機能）という役割が期待されています。

市民の価値観やライフスタイルが多様化している現在、緑に期待する役割も大きくなっており、それぞれの地域において必要とされる機能を重視した緑の整備が必要です。

〔自然災害の脅威への対応が必要です〕

近年、地球温暖化の影響が拡大しており、局地的な集中豪雨による冠水や土砂災害は日常の出来事となっています。また、集中豪雨によるだけでなく、ため池周辺の浸水、地震及び液状化など、本市にも様々な被災の可能性が考えられます。

自然災害は防ぎきれものではないため、減災や災害時対応が重要となっており、公園などのオープンスペースの適切な管理が必要です。

Ⅱ. 緑の基本方針

1. 基本理念

本計画における基本理念を、現況や課題などをふまえて以下のように整理します。

●緑の役割をふまえた緑の保全・活用と緑の創出

自然環境を守る、人の役に立つ、市民生活を守る、地域を良くするなど、様々な緑の役割を十分にふまえた上で、必要とされる緑の保全・活用とまちの緑の創出

●人口増加をふまえた潤いのある市街地の形成

今後も人口増加が想定されている本市の主として人口増加の受け皿となる市街地において、土地区画整理事業により整備された都市公園や主要道路の街路樹再整備と適切な維持・管理及び公共施設や民間施設の緑化拡大・促進などにより、緑あふれる潤いのあるまちづくり

●本市の特徴である豊かな自然環境の保全・活用

本市の特徴となっている東部の田園・丘陵地は、後世に伝える緑の宝物として認識し、積極的に保全・活用

●都市と自然が交わり、人と人が交わる環境づくり

都市と自然が交わる本市において、市民同士の交わり、市外からの来訪者との交わりなど、様々な交流促進が求められているため、交流の場や交流の機会の創出

●市民を主体とした緑の保全と緑化の推進

本市は、市民主体のまちづくりを進めており、自然環境の保全・活用及びまちの緑の創出においても、市民が主体となる緑のまちづくりを目指す

2. 緑の将来像

基本理念を実現するため、本市の緑の将来像を以下のように定めます。

(1) 緑の軸の形成

緑の都市構造を明確にするために香流川軸とグリーンロード軸を緑の軸として設定します。

●香流川軸

本市の河川を代表する香流川において、水質保全、近自然工法による護岸改修、親水化、遊歩道・並木の整備及び周辺の公園との連携などにより、緑の軸を形成します。

●グリーンロード軸

リコモとともに主要な本市への来訪ルートとなっているグリーンロードにおいて、特色ある街路樹再整備の促進とともに沿道の緑化促進などにより、緑の軸を形成します。

(2) 緑の拠点の形成

大規模公園や一体的な緑地整備により緑の充実したエリア、都市構造を明確にするために緑を充実させる必要があるエリア及び計画的な保全・活用が求められているエリアを緑の拠点として位置づけ、施策の集中により効率的に緑の拠点を形成します。

●愛・地球博記念公園拠点

本市を代表する大規模公園である愛・地球博記念公園は、今後ジブリパークの整備により集客力の拡大が見込めるため、市内外からの来訪者をもてなす最大の緑の拠点として位置づけ、周辺環境と調和した緑化施策を推進します。

●長久手古戦場駅周辺拠点

古戦場公園と大型商業施設の緑化などによって緑が集積している長久手古戦場駅周辺を緑の拠点として位置づけ、公共施設、都市公園及び大型商業施設で構成されるリコモテラスの一体的な整備を推進し、適正な維持・管理に取り組みます。

●公園西駅周辺拠点

リニモを中心としたまちづくりを推進し、環境配慮型のまちづくりを先導的に進める公園西駅周辺を緑の拠点として位置づけ、香流川緑地及び土地区画整理事業と連携し、緑の拠点を形成します。

●里山拠点

「里山プラン」に定められている4箇所の地区（生態系保護エリアを含む）を、東部丘陵地及び長湫南部地区における緑の拠点として位置づけ、効率的な保全・活用に取り組み、緑の拠点を形成します。

●都市機能集積拠点

本市の都市機能が集積する複合的な拠点の形成に向けた土地利用を展開する市役所周辺を緑の拠点として位置づけ、公共施設の緑化に取り組み、緑の拠点を形成します。

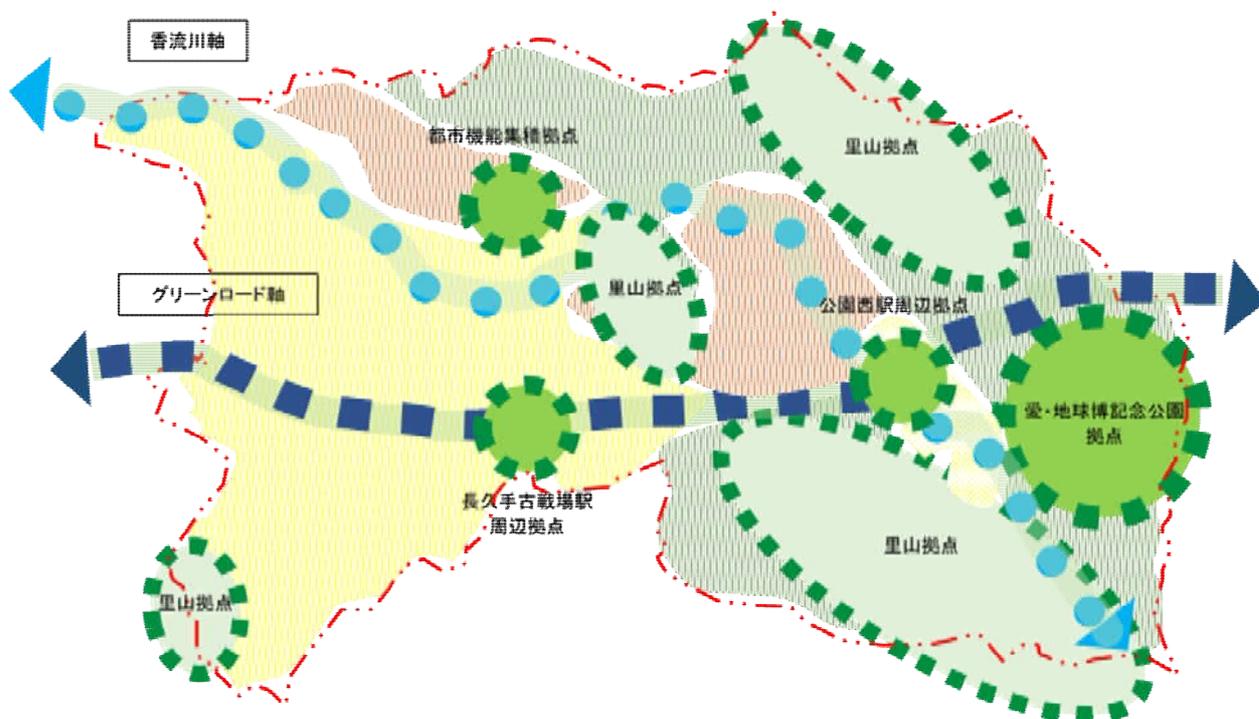


(3) 緑の将来像

本市が目指す緑の将来像は、市街地に緑を創出し、農作物を生産し季節を伝えてくれる農地、身近な自然を提供し多様な生物が生息する丘陵地の豊かな緑の保全・活用をベースとして、緑の軸と緑の拠点の効率的な形成により、市民の誇りとなる緑と市内外からの来訪者をもてなす緑を備えた魅力的な緑の都市とします。

都市と自然、人と人が交わる緑の都市・長久手

【緑の将来構造図】



3. 緑の目標水準

(1) 都市公園の整備目標

- 目標年次(2028年)における都市公園面積は 36.1 m²/人
- 市街化区域では 5.6 m²/人

都市計画区域では、愛・地球博記念公園の未供用部分(42.7ha)が供用開始されると一人当りの都市公園面積は現在より増加します。

また、市街化区域においては、同時に人口増加も続くため、一人当りの都市公園面積は現在より若干減少します。

ただし、長久手市都市公園条例で定められている目標値である全市(本市では都市計画区域)において10 m²/人、市街地(本市では市街化区域)において5 m²/人は依然として上回っています。

【現在の一人当り都市公園面積】

	都市計画区域	市街化区域
2019年人口(人)	58,545	49,998
都市公園面積(ha)	186.56	28.87
一人当り面積(m ² /人)	31.87	5.77

※2019.4.1 現在、人口は住民基本台帳人口



目標1

【目標とする一人当り都市公園面積】

	都市計画区域	市街化区域
2028年人口(人)	64,333	54,937
都市公園面積(ha)	232.0	31.0
一人当り面積(m ² /人)	36.1	5.6

※人口は市が推計

(2) 都市公園以外の施設緑地の整備目標

市街化区域における一人当りの都市公園面積の減少をふまえて、市街化区域において都市公園以外の施設緑地（公共施設緑地、民間施設緑地）の増加を目指します。

公共施設緑地としては、新たな公共公益施設の整備を行い、民間施設緑地としては、既存補助事業の実績をふまえた面積拡大を想定します。市街化区域における都市公園以外の施設緑地面積は、5.48 m²/人から 6.2 m²/人への増加を目標とし、市街地の新たな緑を創出します。

【現在の市街化区域の都市公園以外の施設緑地面積】

	市街化区域
2019 年人口（人）	49,998
都市公園以外の施設緑地の合計面積（ha）	27.42
一人当り面積（m ² /人）	5.48

※2019.4.1 現在、人口は住民基本台帳人口



目標2

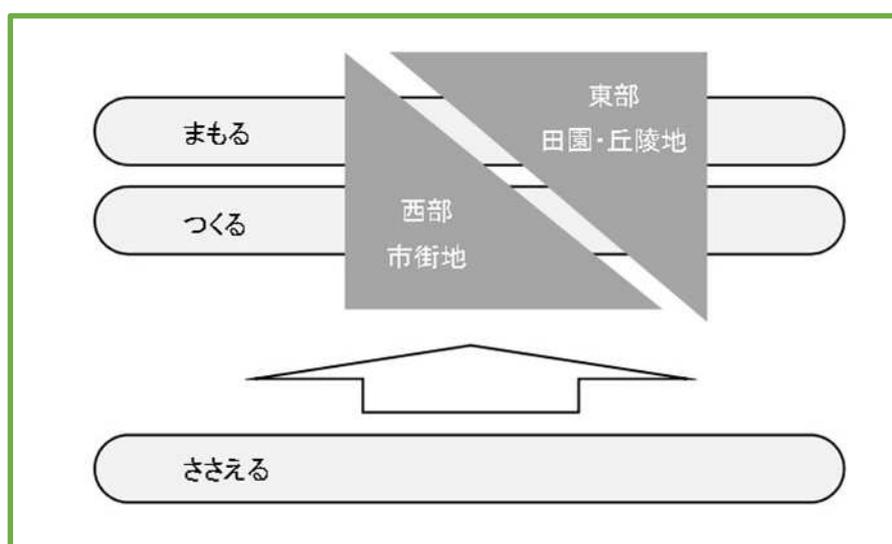
【目標とする市街化区域の都市公園以外の施設緑地面積】

	市街化区域
2028 年人口（人）	54,937
都市公園以外の施設緑地の合計面積（ha）	34.0
一人当り面積（m ² /人）	6.2

※人口は市が推計

4. 緑の基本方針

本市の自然環境の保全・活用と緑の創出は、主として西部市街地の緑化推進と、東部田園・丘陵地の緑の保全が基本となります。また、市民が主体となった緑のまちづくりを目指しているため、これらを支える仕組みづくりの充実も重要となっています。



これらを含めて、3つの基本方針を定めます。

■基本方針1：良好な緑をまもります

西部の市街地においては土地区画整理事業によって一定の緑が創出されましたが、長い年月が経過しているため、今後は更に積極的な維持・管理に取り組み、緑の質を高める必要があります。また、緑のアクセントとなっている社寺林の保全や、市街地の潤いとなっている生産緑地の保全を図ります。

豊かな自然環境を形成している東部の田園・丘陵地の保全・活用を図ります。特に、緑の拠点として位置づける里山エリアは積極的に保全・活用を図り、その中の生態系保護エリアを中心に生物多様性を維持する湿地などの環境を保全します。また、河川やため池など貴重な水資源に関わる自然環境や、都市に彩りを与えている農地の保全を図ります。

■基本方針2：新たな緑をつくります

市民が誇れる緑や市内外からの来訪者をもてなす緑の充実を目指し、緑の都市構造を明確にする緑の軸と緑の拠点の形成を行います。また、緑の軸と緑の拠点を結びつけ、更に主要施設を結ぶイメージで、緑道などによる緑のネットワークの形成を図ります。

西部の市街地においては、潤いのある市街地の形成を目指した新たな緑の創出が必要となっており、公共施設や民間施設の緑化の充実・拡大、宅地の緑化促進などを進めます。その際、街路樹との一体化、街角への植栽及び連続する日陰の創出など、緑の役割を意識してまちの緑を創出します。また、市街地を流れる河川については、適正な管理だけでなく、市民が親しめる河川として護岸・沿岸の緑化を目指します。

■基本方針3：緑のまちづくりをささえます

本市は市民が主体となる緑のまちづくりを目指しており、市民、学生及び企業との協働が強く求められています。そのため、まず広報・ホームページ・SNSなどのツールを有効に活用し、緑に関する様々な情報を積極的に発信します。また、緑に関するイベントや学習会を実施し、楽しみながら理解を深める場を提供します。

市民が気軽に緑のまちづくりに取り組むための仕組みづくりも重要となります。そのためには、緑のまちづくりの人材育成や地域の取り組みへの専門家の派遣など、行政がバックアップすることにより市民が主体となった緑のまちづくりを支えます。また、学校との連携を強化し、次代を担う生徒・学生の緑のまちづくりへの参加拡大を目指します。

Ⅲ. 計画を実現するための施策の推進

「良好な緑をまもります」「新たな緑をつくります」「緑のまちづくりをささえます」という3つの基本方針をふまえ、以下のような施策を推進します。

1. 基本方針1－良好な緑をまもる施策の推進－

〔主に西部の市街地を対象とした施策〕

施策① 都市公園・緑地の適正な維持・管理

主に土地区画整理事業によって整備された都市公園・緑地は老朽化が進んでいる施設があるため、適正な維持・管理を行います。その際、市民と行政が積極的に市民活動や地域活動に参加しやすい環境づくりに取り組みます。

【具体的な取り組み】	【内容】
樹木・植栽の適正な維持・管理	熱中症対策にもなる木陰の確保や見通しに配慮して適正な管理を行います。 樹木・植栽の枝払いや剪定などを適正に実施するとともに、老木の適正な植え替えを検討します。
市民による日常管理	公園愛護会など市民による日常管理(清掃、草刈り、水やり等)及び市民団体の担い手となる人材の発掘・育成を図ります。 ほとぎの里緑地においては、市民組織による維持・管理事業及び里山保全事業を行います。
パークマネジメント等の導入	長湫中部1号緑地においては地域住民による維持・管理及びイベントの開催等の積極的な利活用を目指します。 長久手中央2号公園においては、試行的に関係団体とのパートナーシップによるパークマネジメント(利用・運営)を行おうとしています。 その他の都市公園において、市民による植栽等の維持・管理や積極的な利活用を目指します。
公園施設の長寿命化	都市公園施設長寿命化計画に基づき効果的な維持・管理や保全・改修を行います。その際、ソーラー灯の導入等により、自然エネルギーの活用を検討します。

施策② 街路樹の適正な維持・管理

市民の関心が高い街路樹の適正な維持・管理を行います。その際、積極的に市民等の参画拡大を目指します。

【具体的な取り組み】	【内容】
街路樹の維持・管理	道路付属物としての安全性を確保した上で、街並みとの調和、季節を感じられるような維持・管理を行います。 緑視に配慮した維持・管理を行います。 ※緑視: 人の視野に入る草木などの緑のこと
市民による日常管理	アダプト制度の構築・運用及び市民による街路樹の日常管理を目指します。

施策③ 社寺林等の保全

地域の文化・歴史資源である社寺の樹林地等は、土地所有者及び管理者と協議の上、市街地の貴重な緑のアクセントや地域活動の場として保全を図ります。

【具体的な取り組み】	【内容】
社寺林等の保全	保存樹木等指定制度を啓発し、社寺林や民家の樹木の保全を図ります。 文化・歴史資源として保全・伝承を目指します。

施策④ 生産緑地地区の維持・保全

市街地に潤いを与え、身近な緑となっている生産緑地地区を維持します。

【具体的な取り組み】	【内容】
生産緑地地区の維持	生産緑地地区のパトロールを行い、適正な管理を促します。

〔主に東部の田園・丘陵地を対象とした施策〕

施策⑤ 東部の田園・丘陵地の保全・活用

東部丘陵地の樹林地は、様々な取り組みによって積極的に保全・活用を図ります。

【具体的な取り組み】	【内容】
里山拠点の保全・活用	市民・土地所有者・行政等が一体となり、里山拠点を保全・活用します。 里山プラン及び里山基本計画を推進します。
樹林地の保全	CO ₂ の吸収源及び土砂災害の防止の観点から丘陵地における樹林地の保全を図ります。 大学及び研究施設における豊かな樹林地の保全を図ります。 市民や企業とのパートナーシップによる保全システムについて検討します。

施策⑥ 生物多様性の確保

多様な生物などの育成環境を守るために二ノ池湿地群での保全活動に取り組み、生物多様性の維持を図ります。

【具体的な取り組み】	【内容】
里山拠点内の生態系保護エリアの保全	二ノ池湿地群保全管理計画を推進します。 市民活動団体の支援及び担い手を発掘・育成します。 多様な生物の生息環境となる里山林、水田、湿地及び水路等を適切に保全します。 環境基本計画を推進します。
多様な生物の保護	多様な生物の調査を継続します。
外来種の拡大防止	外来種に関する情報の啓発を行います。 外来種の駆除イベント・勉強会を開催します。

施策⑦ 河川やため池など貴重な水資源に関わる自然環境の保全

都市に潤いを与える河川やため池などの水資源は、市民にとっても生物の生息地としても重要であるため積極的に保全します。

【具体的な取り組み】	【内 容】
河川の自然環境の保全	近自然工法による護岸改修及び河川しゅんせつを行います。 公共下水道の整備及び接続率の向上を目指します。 香流川整備計画を推進します。
ため池の保全	ため池の環境整備による安全確保を行います。 市民が親しめる自然環境について検討します。

施策⑧ 都市を彩る農地の保全

農地は、都市を彩る緑として保全します。

【具体的な取り組み】	【内 容】
営農支援	様々な人が行う農に関わる取り組みを応援し、農業後継者や新規就農者の確保、育成に取り組みます。 あぐりん村の再整備等の農業が行いやすい環境づくりに取り組みます。
農地の維持	新規就農への支援や、企業等による法人の農業参入等を推進することにより、「農」の多様な担い手を増やし、耕作放棄地を減らします。
農とのふれあい	長久手農楽校や長久手ふれあい農園たがやっせ等を推進し、農とのふれあいの場の創出に取り組みます。



2. 基本方針2－新たな緑をつくる施策の推進－

施策① 緑の軸の形成

本市の「緑の将来像」の実現を目指し、緑の軸の効率的な整備を推進します。

【具体的な取り組み】	【内容】
香流川の整備	緑の軸である香流川は、植栽整備等により、緑と生物に触れ合うことができる空間を創出し、ネットワーク基盤の構築を目指します。 香流川整備計画を推進します。
グリーンロード軸の形成	緑の軸であるグリーンロードの街路樹の再整備を行い、木陰を創出することによりジブリパークへの快適なウォーキングルートの確保を目指します。 主に西部の市街地において、壁面緑化・屋上緑化及び空地緑化による沿道緑化を推進します。

施策② 緑の拠点の形成

緑の軸と同様に、市民や来訪者が集う緑の拠点の効率的な緑化を推進します。

【具体的な取り組み】	【内容】
愛・地球博記念公園拠点の形成	ジブリパークの整備に伴い、緑化施策を推進します。
長久手古戦場駅周辺拠点の形成	リニモテラス及び古戦場公園の一体的な整備を推進し、緑化及び適正な維持・管理に努めます。
公園西駅周辺拠点の形成	公園西駅周辺環境配慮型まちづくり基本計画を推進します。公園西駅周辺先導住宅街区では緑化率の最低限度を定めるとともに、緑地協定を締結し、低炭素社会に向けた取り組みを図ります。 ※低炭素社会：地球温暖化の要因とされる温室効果ガスの排出を低く抑えた石油等の化石燃料に頼らない社会
里山拠点の形成	市民・土地所有者・行政等が一体となり、里山拠点を保全・活用します。 里山プラン及び里山基本計画を推進します。

【具体的な取り組み】	【内 容】
都市機能集積拠点の形成	市役所及び総合体育館を整備する際には、積極的に敷地内の緑化を推進します。

施策③ 緑のネットワークの形成

美しい都市景観を創出するだけでなく、市民や来訪者などの安全・快適な移動ルートを提供する緑のネットワークの形成を図ります。

【具体的な取り組み】	【内 容】
「緑の軸」と「緑の拠点」や周辺主要施設などを結ぶネットワークの形成	緑の軸と緑の拠点、緑の軸と周辺の主要施設を結びイメージで、生態系ネットワークも考慮した緑のネットワーク基盤の形成を図ります。
主要道路の街路樹整備	<p>主要道路の街路樹整備により CO₂吸収率の向上を図り、街並みとの調和や季節を感じられるような維持・管理を行います。</p> <p>街路樹による木陰の創出を推進し、あえて歩きたくなるまちづくりに取り組むとともに、ジブリパークへの快適なウォーキングルートの確保を目指します。</p> <p>※CO₂排出量 人 320 kg/人・年 CO₂固定量 ケヤキ 66.7 kg/年</p>

〔主に西部の市街地を対象とした施策〕

施策④ 潤いのある市街地の形成

新たな緑の創出が求められている市街地において、緑あふれる潤いのあるまちづくりを目指して様々な取り組みを行います。

【具体的な取り組み】	【内 容】
都市公園の整備	土地区画整理事業の整備にあわせて、都市公園及び緑地の整備を推進します。
公共施設の緑化	保育園、小中学校等の公共の施設内の緑化を積極的に目指します。
民間施設の緑化	「長久手市美しいまちづくり条例」及び「みどりの条例」に基づき、店舗、工場及び駐車場における緑化を推進し、良好な街並み景観の形成を目指します。

【具体的な取り組み】	【内 容】
主要道路の沿道緑化	街路樹と相乗効果をもたらす主要道路の沿道緑化を目指します。また、木陰の創出を考慮した街角植栽について検討します。
緑地協定の導入	緑視に配慮した緑地協定の導入を目指します。
助成制度の充実	屋上緑化・壁面緑化助成、生垣設置補助金、記念樹配布事業、保存樹木等指定制度の推進を図ります。また、新たな支援策についても検討します。

施策⑤ 河川の緑化推進と親水性の向上

市街地に季節の変化と潤いを与えてくれる河川については、水質保全や管理の充実だけでなく、市民が身近に親しめる河川づくりを行います。

【具体的な取り組み】	【内 容】
河川の緑化	市街地を流れる身近な河川の緑化を推進します。
河川の親水性の向上	市民が親しめる河川として、親水性の向上について検討します。 公共下水道の接続率の向上を目指します。



3. 基本方針3－緑のまちづくりをささえる施策の推進－

施策① 緑に関する情報の発信

市民が主体となる緑のまちづくりを目指し、広報・ホームページ・SNSなどのツールを有効活用した情報発信を行います。また、イベントなどの実施により緑に関わる機会を提供します。

【具体的な取り組み】	【内容】
市の取り組み発信	緑化事業や緑の保全に関する市の取り組みを、市民に向けて発信します。
市民・企業の活動発信	市民や企業が主体となって行われる取り組みを、市民に向けて発信します。
イベント・講習会の実施	緑の保全や緑化に関するイベント・講習会を実施します。

施策② 市民が主体となる緑のまちづくりの支援

市民が主体となる緑のまちづくりの実現にあたっては、市民、学生及び企業等と行政との協働が不可欠です。協働実現のため、市民、学生及び企業等に対する行政のバックアップの充実を図ります。また、地域の課題を地域で解決する仕組みづくりも推進します。

【具体的な取り組み】	【内容】
人材の育成や発掘	緑のまちづくりに関わる人材の発掘・育成、及び新たな市民団体の組織化を支援します。
専門家の派遣	市民、学生及び企業等による緑のまちづくりへの取り組みに対して、専門家の派遣について検討します。
学校との連携強化	学校との連携を強化し、次代を担う生徒・学生の緑のまちづくりへの参加拡大を目指します。
顕彰制度の創設	市民や企業による良好な緑づくりなどについての顕彰制度について検討します。

【施策体系図】

緑の将来像	「都市と自然、人と人が交わる緑の都市・長久手」
基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ●緑の役割をふまえた緑の保全・活用と緑の創出 ●人口増加をふまえた潤いのある市街地の形成 ●本市の特徴である豊かな自然環境の保全・活用 ●都市と自然が交わり、人と人が交わる環境づくり ●市民を主体とした緑の保全と緑化の推進

〔基本方針〕

〔具体的な取り組み〕

〔内容〕

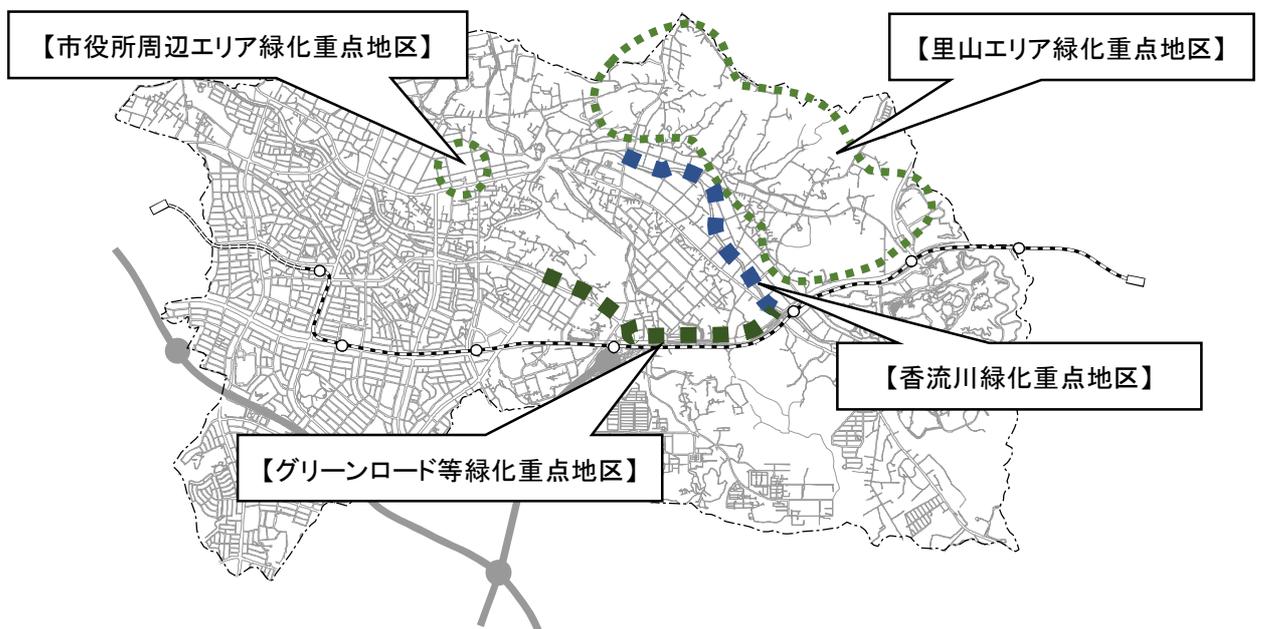


4. 緑化重点地区

緑化重点地区とは、都市緑地法に基づいて緑の基本計画に定めることができ、緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加える地区です。都市緑地法運用指針には、「緑化重点地区においては、市による重点的な緑化施策に加え、住民及び事業者等において、都市緑化基金の活用、住民や自治会によるボランティア活動の展開等それぞれの立場での自主的な緑化の推進が積極的に行われることが期待できるので、積極的な地区の設定を行うとともに、緑化の推進に向けた官民連携の方針を定めることが望ましい」と述べられています。

本市においても、「都市と自然、人と人が交わる緑の都市・長久手」の実現を目指すため、緑化重点地区を定めます。様々な緑の施策の中から実現性や効果を勘案して、香流川の一部、グリーンロードの一部、県道の一部、市役所周辺エリア、及び里山エリアを緑化重点地区とします。

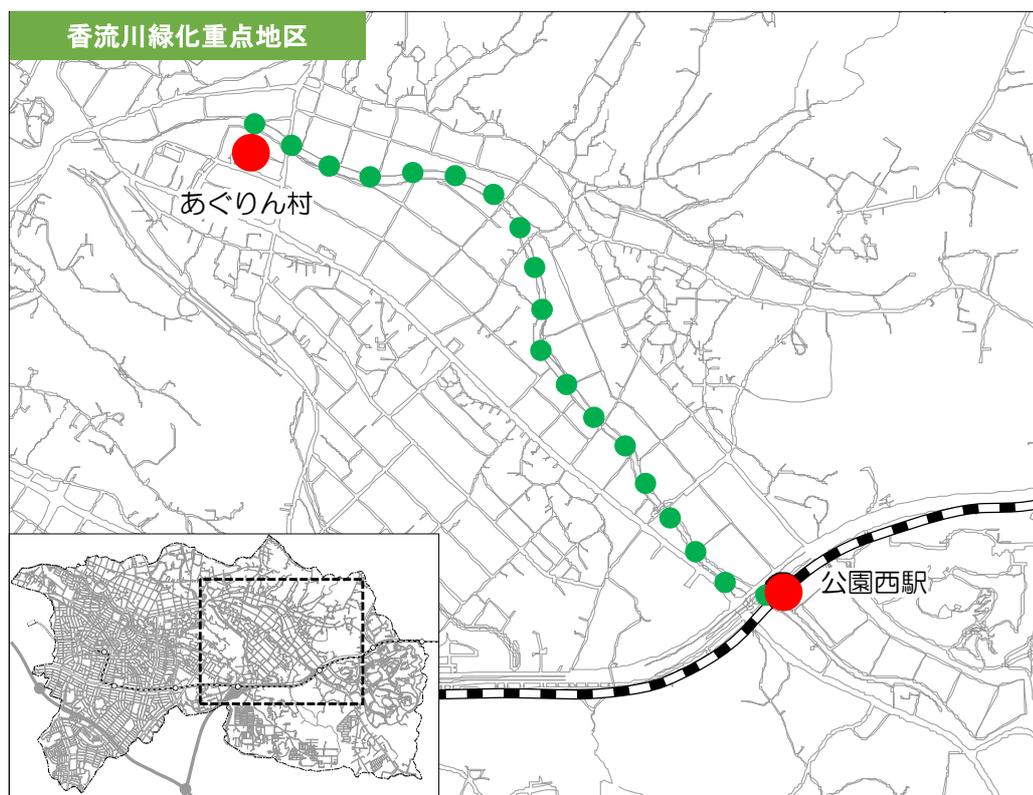
【緑化重点地区の位置】



(1) 香流川緑化重点地区

緑の軸として位置づけられる香流川の一部を緑化重点地区とします。

具体的には、公園西駅から、県道瀬戸大府東海線の整備が予定されているあぐりん村周辺までの区間において、「香流川整備計画」に基づき、散策路整備と植栽整備、近自然工法による護岸改修を行います。

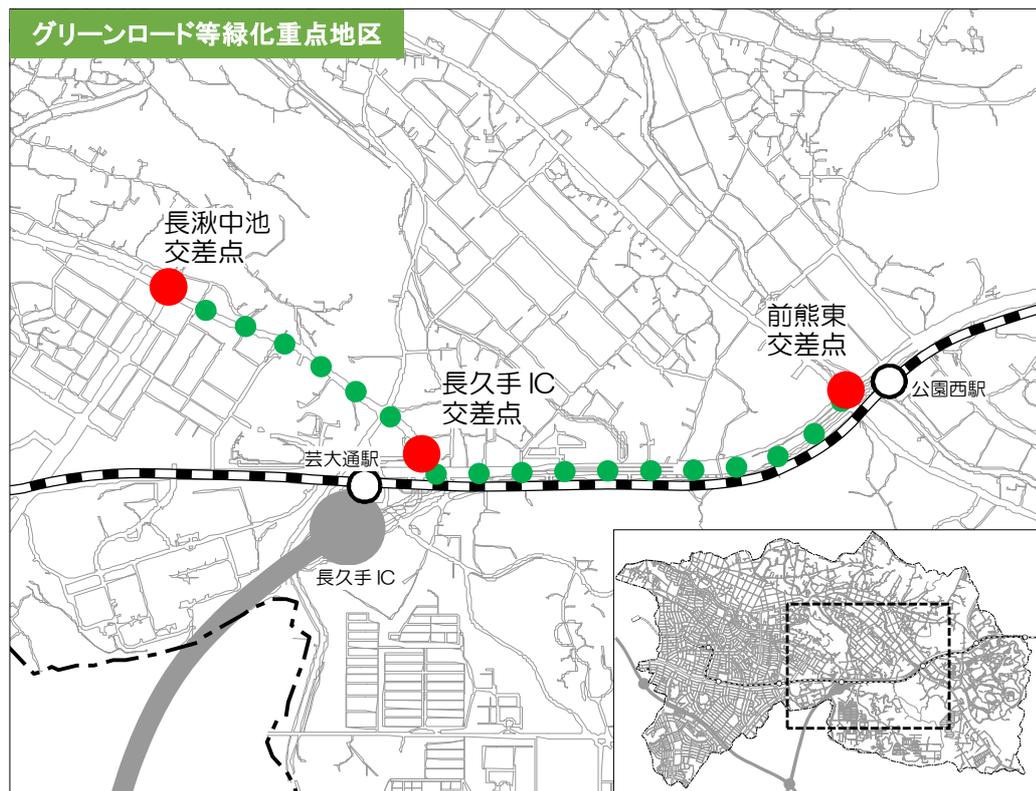


(2) グリーンロード等緑化重点地区

緑の軸として位置づけられるグリーンロードの一部及び長久手ICから長湫中池交差点までの県道を緑化重点地区とします。

具体的には、前熊東交差点から長久手IC交差点までのグリーンロード及び長久手IC交差点から県道名古屋長久手線と県道瀬戸大府東海線が交わる長湫中池交差点までの県道整備において、街路樹の再整備を推進します。

愛・地球博記念公園では、ジブリパークの整備が計画されており、市内外からの来訪者が増加することが見込まれています。木陰を創出する高木の再整備を行うことにより、市民及び来訪者が、まち・さと歩きを楽しみながら豊かな緑を感じることもできる風景の創出を行います。また、市内外からジブリパークへの来訪者へ「おもてなし」の道路を目指しながら、あえて歩いてみたくなるような環境整備を行います。



(3) 市役所周辺エリア緑化重点地区

緑の拠点として位置づけられる都市機能集積拠点を緑化重点地区とします。

現市役所周辺において、良好な行政サービスの提供と防災拠点としての機能を充実させるため、老朽化した市庁舎の建て替えを行い、併せて健康づくり機能を備えた総合体育館の整備を行います。

整備の際には、市役所北側及び東側に広がる田園風景や里山風景との調和に配慮し、色金山等の歴史的資源の眺望に配慮した景観の保全に努めつつ、十分な敷地内緑化を施し、自然環境の質的充実を進めるなど、積極的に緑を確保していきます。

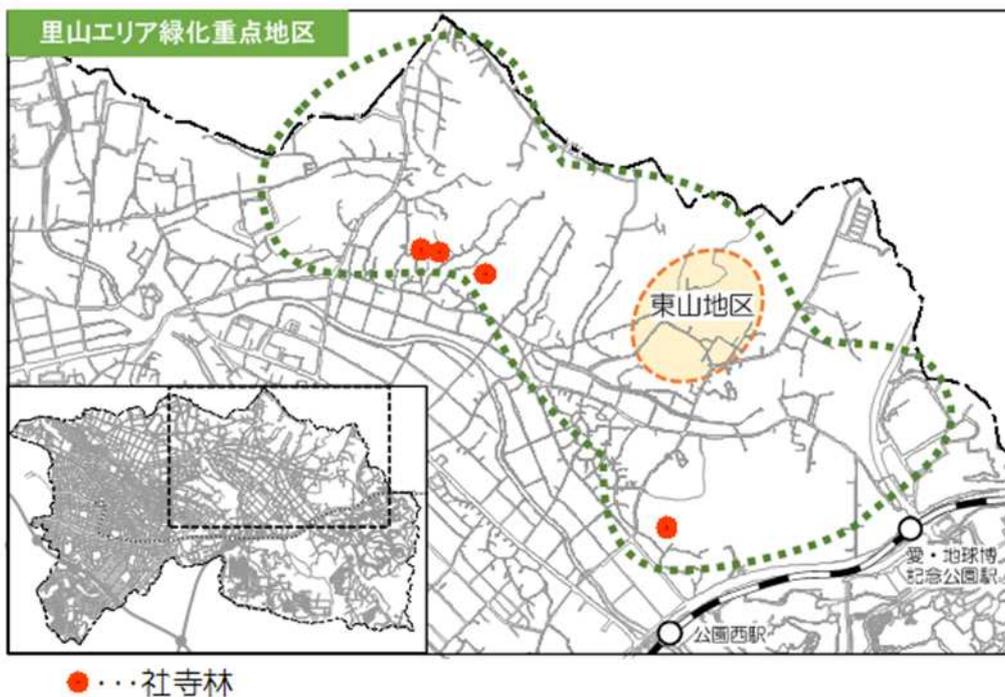


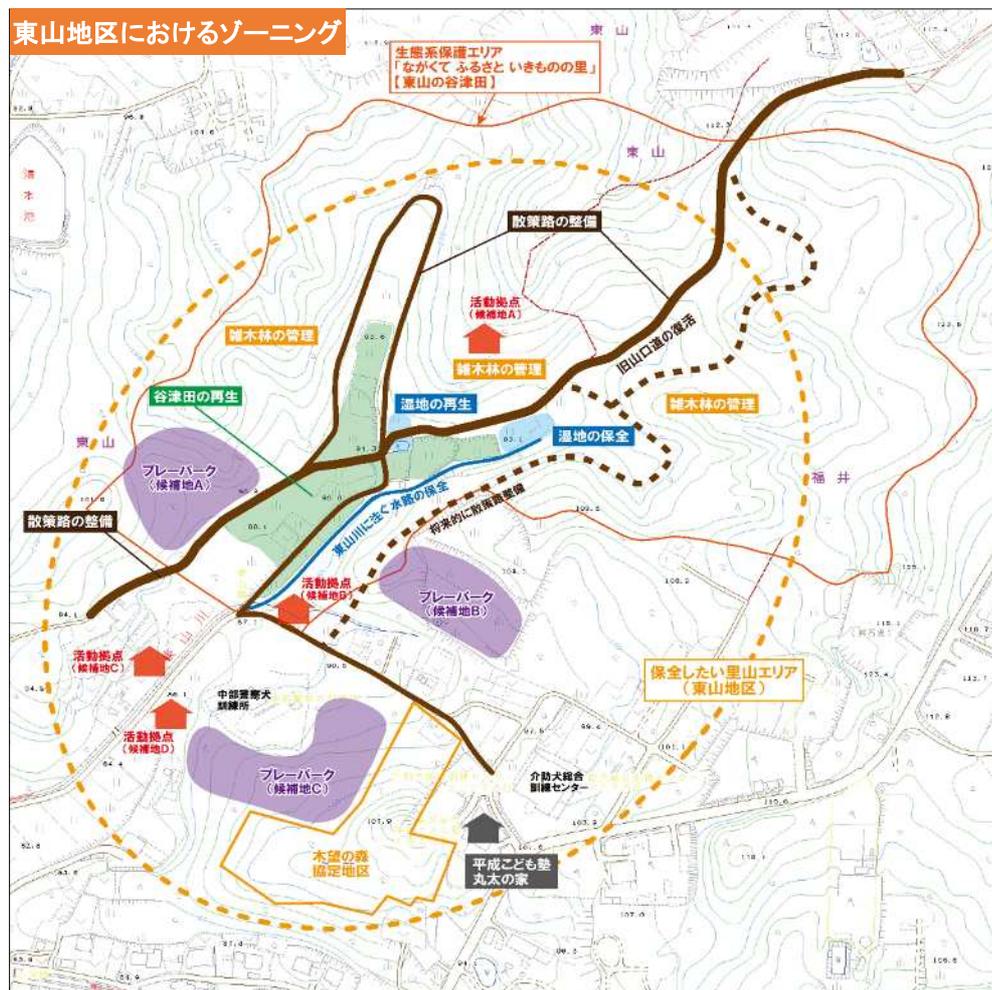
(4) 里山エリア緑化重点地区

緑の拠点として位置づけられる里山拠点の中でも、岩廻間・北浦地区、松林・東山地区及び福井・茨ヶ廻間地区は、社寺林を含む樹林地や農地が広がるまちなみの宝物です。この様な貴重な里山の積極的な保全・活用を目指すため、同地区を緑化重点地区とします。

その中でも、東山地区の里山は谷津田が広がる美しい風景が残っており、また多様な動植物が生息・生育する生態系保護エリア「ながくて ふるさといきものの里」として設定しているため先行して保全・活用に取り組み、すべての市民が里山の価値を共有しながら、協働で守り、育み、次世代に継承できる「持続可能な里山」を目指し、市民協働プロジェクト等を展開し、里山基本計画を推進します。

また、地区内にある社寺林及びその周辺の樹林地の保全を図ります。





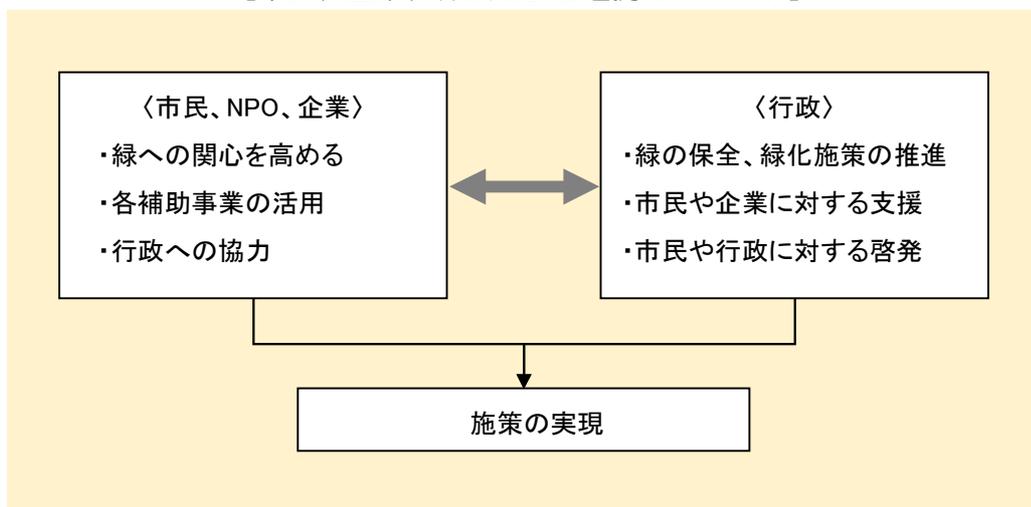
資料：長久手市里山基本計画（H31.3）

IV. 計画の推進にあたって

1. 計画の推進体制

本計画では、市民主体の緑のまちづくりの実現を目指しており、具体的な施策には公園や道路等の整備、公共施設の緑化だけでなく、民有地の緑の保全や緑化も含まれています。したがって、多くの施策は行政だけでは実現することは難しく、市民や企業の理解と協力、役割分担による協働が不可欠となっています。

【市民、企業、行政による連携のイメージ】



2. 都市緑化基金の活用

本計画の推進にあたっては推進体制の確立とともに、安定した財源の確保が必要になります。

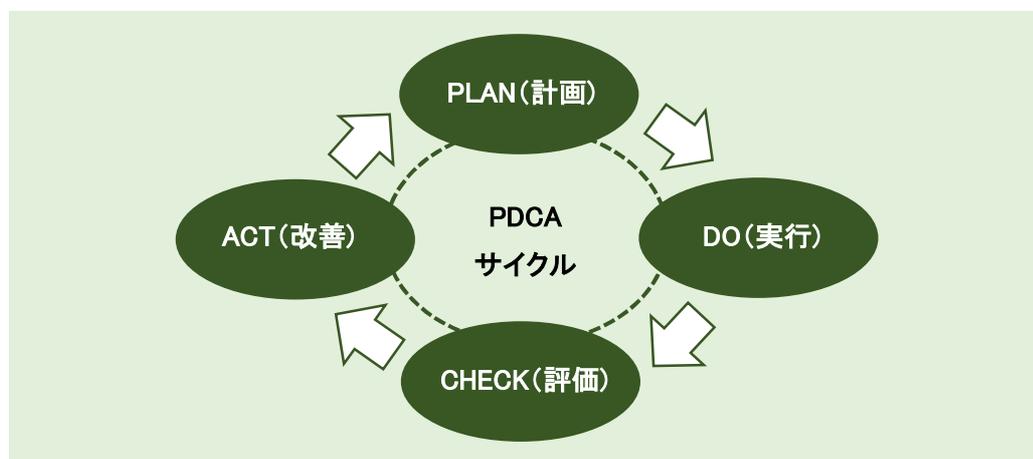
本市の財政運営は、市税収入は堅実に伸びているものの、人口増加や高齢化による行政需要の増加や、既存の公共施設やインフラ施設の老朽化による維持・管理コストの増加など、経常的な歳出が財政を圧迫しており、楽観できる財政状況にあるとはいえない状況です。そのため、これまで都市施設の維持・管理に運用してきた長久手市都市緑化基金を、本計画を実現するための施策の推進に運用することを検討し、中でも、緑化重点地区における各事業並びに緑化推進に係る市民活動団体の支援に運用します。

3. 計画の進捗管理

●PDCA サイクルによる進捗管理

本計画の取り組みを効果的に進めるためには、社会動向や市民ニーズの変化、施策の実施状況などに応じて、適正な見直しを図ることが必要となります。したがって、PLAN（計画：施策の設定）・DO（実行：施策の実施）・CHECK（評価：施策の実施状況等の評価）・ACT（改善：施策や目標の見直し）を繰り返すPDCA サイクルによる進捗管理を行います。

【PDCA サイクルのイメージ】



●「長久手市みどりの推進会議」における進捗管理

計画の実効性を高めるためには、各施策の進捗状況を把握し点検・評価する必要があります。市におけるみどりの育成等に関する事項等を調査審議するための、市長の諮問機関である「みどりの推進会議」にて、計画の中間年次である2024（令和6）年に進捗状況を報告し点検・評価します。

●関係課による進捗管理及び情報提供

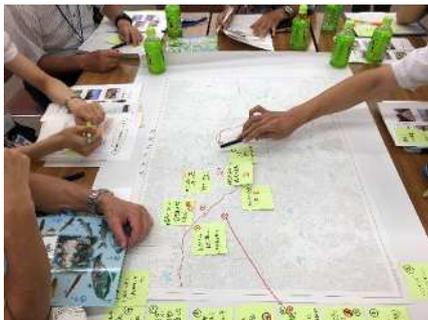
本計画の施策は、みどりの推進課だけでなく様々な部署において実行されるため、関係各課との連携・調整が不可欠です。そのため、関係課による会議等において、適宜、各施策の進捗管理及び情報共有を行います。

参 考 資 料

参考資料1:緑の基本計画の改定経過

■緑の基本計画ワークショップの開催

実施時期	2019（令和元）年8月～2019（令和元）年12月 計3回開催
参加者	公募市民、市職員
場 所	長久手市役所西庁舎3階 研修室
内 容 等	<p>●第1回緑の基本計画ワークショップ（26名参加、うち市民18名） 日 時：2019（令和元）年8月29日 テーマ：お気に入りの緑を教えてください</p> <p>●第2回緑の基本計画ワークショップ（28名参加、うち市民19名） 日 時：2019（令和元）年10月3日 テーマ：不足している緑を教えてください</p> <p>●民有地緑化先進地視察（23名参加、うち市民17名） 日 時：2019（令和元）年12月7日 場 所：岡崎市細川町リバーサイドヒルズさくら台</p> <p>●第3回緑の基本計画ワークショップ（24名参加、うち市民18名） 日 時：2019（令和元）年12月12日 テーマ：市民の皆さんができる緑づくりを教えてください</p>



●第1回ワークショップ

テーマ：お気に入りの緑を教えてください

時間	内容	
18:45	ワークショップ開始	・市の挨拶等
	現行計画の確認	・「長久手町緑の基本計画」の説明
	緑の種類の確認	・緑の基本計画における緑の種類の説明 ・今回のWSの進め方の説明
19:10	グループ別ワークショップ	・A～Dの4グループ毎に作業 ・参加者自己紹介 ・参加者が「お気に入りの緑」とその理由を付箋に記入
19:35	グループ内作業	・参加者が「お気に入りの緑」を発表しながら、白地図に付箋を貼り付ける
20:05	緑の役割の確認	・「様々な緑の役割」の説明
20:15	グループ内作業	・「緑の役割表」に付箋を移動
20:25	グループ別発表	・A～D各グループ代表者が「お気に入りの緑」の発表
20:40	まとめ	・ひとことアンケートの記入 ・次回の連絡等
20:45	ワークショップ終了	



「長久手市緑の基本計画」策定

2019.9

ワークショップのニュース Vol.1

先日8月29日(木)、長久手市役所西庁舎において、合計26名の市民の方の参加により「緑の基本計画」の第1回ワークショップが行われました。

「緑の基本計画」とは、本市の緑地の整備・保全や緑化の推進に関する総合的な指針となるもので、河川、農地、森林、草地などを含む幅広い範囲の緑を対象としています。

今回のワークショップでは、「緑の基本計画」における緑・緑地の種類について確認した上で、4つのグループに分かれて、市民の方が日常的に感じている「お気に入りの緑」をあげてもらい、地図上で場所を確認し、またそれぞれの役割についても話し合いました。

【当日のスケジュール】

1. 開会
2. あいさつ・事務局紹介
3. 長久手市緑の基本計画について
4. グループワーク
- ①「長久手市のお気に入りの緑を話し合おう」、②「緑の役割について考えよう」
5. 閉会

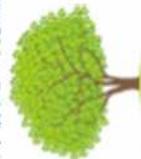


たくさんのお気に入りの緑が選ばれました！

市民の皆さんが日常的に感じている「お気に入りの緑」として、それぞれのグループで様々な緑が選ばれました。

まんべんなく選ばれていたのは秋ヶ池公園（桜、紅葉）と香流川（並木、遊歩道）でした。また、後山公園、原野公園、古戦場公園、昇陽緑地公園、モリコロパーク（一部）、景行天皇社、富士社、長久手西通りの街路樹、せせらぎの径、農業総合体験場、たいようの社、御嶽山、色金山、立石池なども重複して選ばれました。

さらに、特に名称はなくても、市役所北面などの田んぼや畑、東部の里山・谷津田・藪地・山並み、種などから見た緑の風景なども選ばれました。



ひとことアンケート

皆さんから出たお気に入りの緑も地図に記入して一覧にしてみました。たくさんお気に入りの緑が選ばれました。自分では知らなかった場所も知ることができて非常に参考になりました。自分では知らなかった場所も知ることができて良かったです。良いところも探さずにはいられませんが、課題や失敗から学ぶことも重要だと思います。皆さんの意見が活発に話し合えました。個人的な活動ももっと知りたかったです。皆さんの意見が活発に出されればと思います。

緑の役割についても考えました！

緑は非常にたくさんのお陰を担っており、それこそが緑の大きな特徴になっていることを確認し、選んでもらった「お気に入りの緑」と照らし合わせました。

具体的には、緑の役割を「自然環境を守る」「人の役に立つ」「市民生活をを守る」の4つに別けて検討しました。



「自然環境を守る」

東山の谷津田・藪地・里山・豊かな自然、北神神明社などの社寺、カキツバタ池など。

「人の役に立つ」

仲作田公園などの公園、ほたるの里緑道などの緑道や遊歩道、その他特定の大木や木田風景など。

「市民生活をを守る」

立石池、市が管理整備池、長瀬南地区ポケットパークの井戸など。

「地域を良くする」

岩作首塚などの歴史資源や社寺、街路樹、民地の崖面緑化や大木など。

最終に、グループ毎に今日の成果や感想について発表しました。



A班

B班

C班

D班

スマイルポイント
対象事業です

第2回からの
参加も大歓迎です！

第2回ワークショップのお知らせ

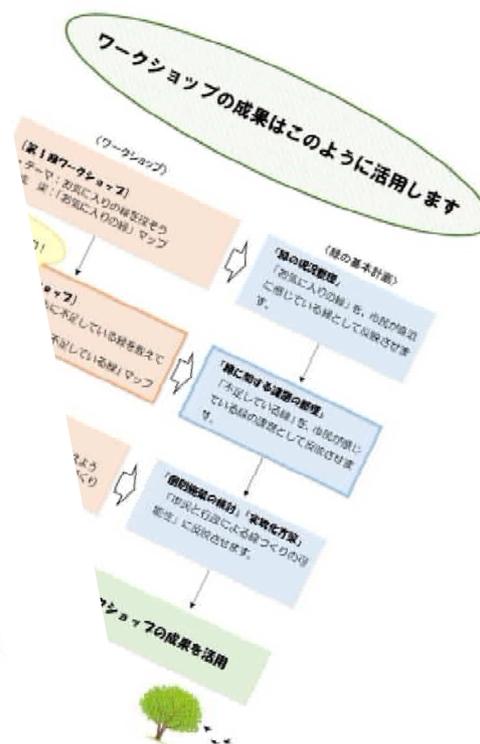
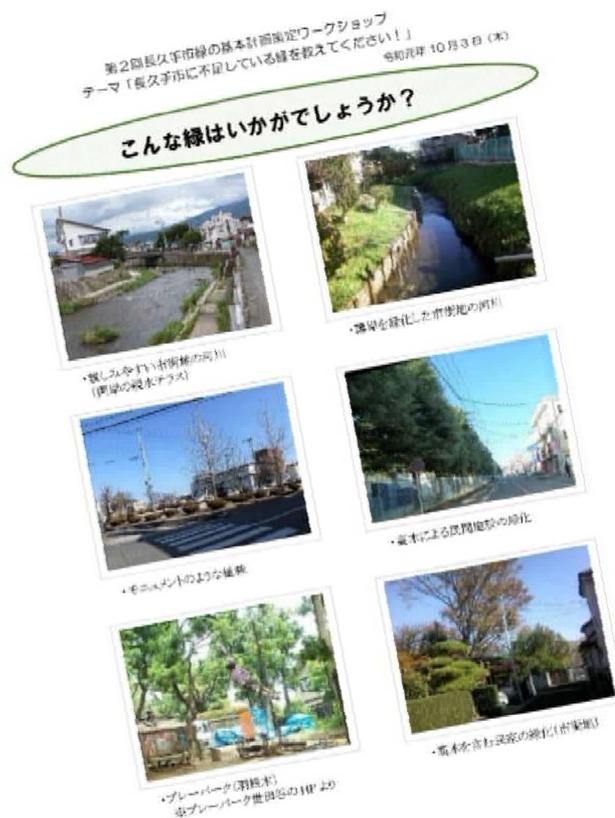
10月3日(木) PM6:45~8:45 長久手市役所西庁舎3階研修室

問い合わせ先 長久手市建設部緑の推進課 (水野、菅田) ☎(0561)56-0552

●第2回ワークショップ

テーマ：不足している緑を教えてください

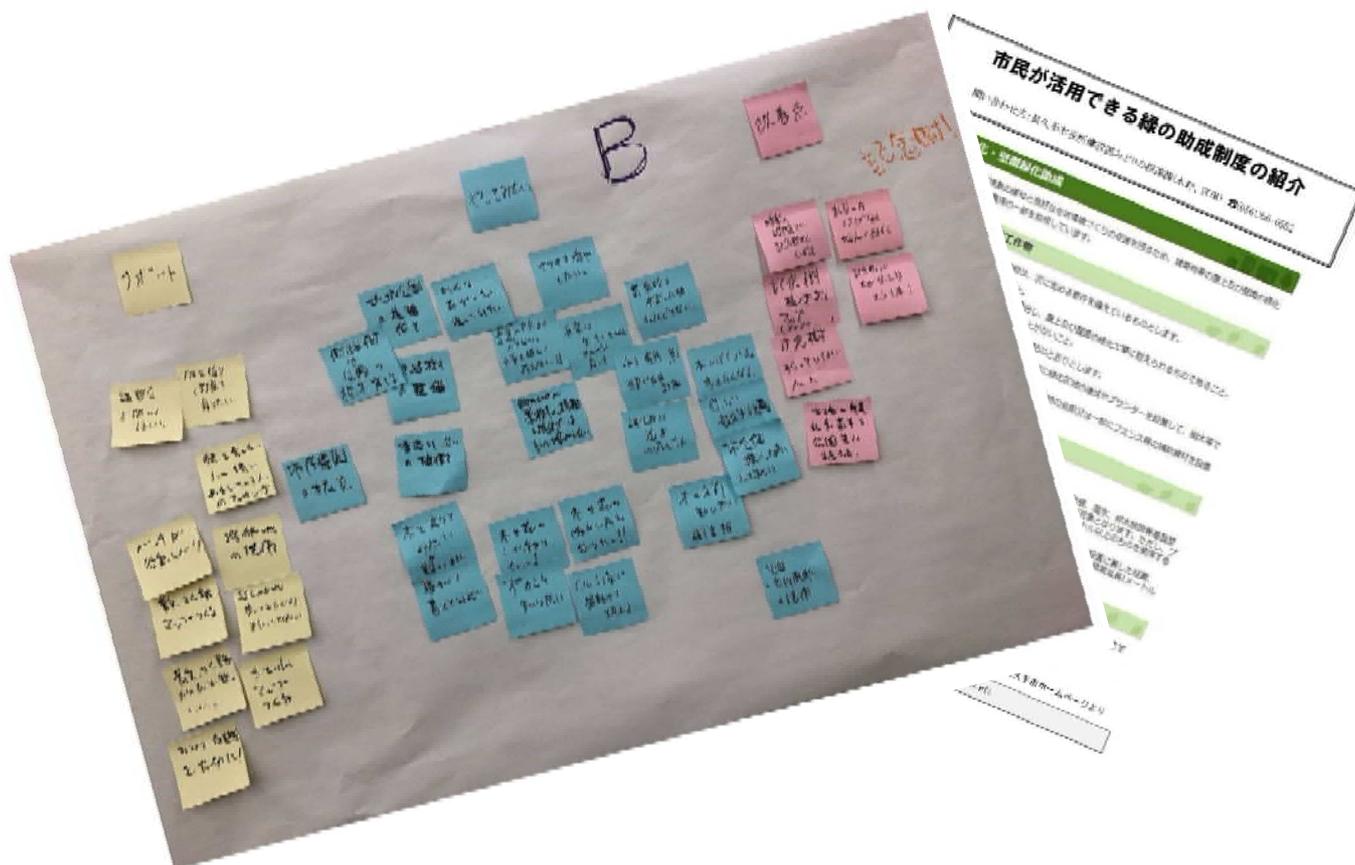
時間	内容	
18:45	ワークショップ開始	・市の挨拶等
	方針説明	・「長久手市緑の基本計画」の方針説明 ・WSの成果の活かし方の説明
	事例紹介	・特色のある緑の事例紹介 ・今回のWSの進め方の説明
19:10	グループ別ワークショップ	・A～Dの4グループ毎に作業 ・参加者自己紹介 ・参加者が「不足している緑」を付箋に記入
19:25	グループ内発表	・参加者が「不足している緑」を発表しながら、白地図に付箋を貼り付ける
20:10	グループ別発表	・A～D各グループ代表者が「不足している緑」の発表
20:35	まとめ	・ひとことアンケートの記入 ・次回の連絡等
20:45	ワークショップ終了	



●第3回ワークショップ

テーマ：市民の皆さんができる緑づくりを教えてください

時間	内容	
18:45	ワークショップ開始	・市の挨拶等
	方針説明	・「長久手市緑の基本計画」の方針説明
	制度紹介	・現行助成制度の説明 ・今回のWSの進め方の説明
19:05	グループ別ワークショップ	・A～Dの4グループ毎に作業 ・参加者自己紹介 ・参加者が「やってみたい緑づくり」「こんなサポートがあれば」を付箋に記入
19:20	グループ内発表	・参加者が「やってみたい緑づくり」を発表しながら、模造紙に付箋を貼り付ける
20:00	グループ別発表	・A～D各グループ代表者が「やってみたい緑づくり」発表
20:35	まとめ	・ひとことアンケートの記入 ・まとめの挨拶等
20:45	ワークショップ終了	



【やってみたい緑づくり・欲しいサポート】

やってみたい緑づくり
緑の管理、軽キャンプができる森、子どもの秘密基地をつくる林、子ども向け緑づくりのイベント、野菜づくり講座、公共用地に緑の緩衝帯、公共施設の一部で花壇づくり、植樹帯への花植え、ベランダで花壇づくり、木の実がなる緑、シンボルツリーの育成、樹木への名札、公園の清掃と水やり、樹木の剪定、竹林の整備、真菜の花畑づくり、香流川沿いの植樹、木や花のことを知りたい、木陰をつくる、涼しい長久手計画、市全体を緑いっぱい、CO ₂ 対策で果樹を植える、緑のカーテンづくり、つる性植物による緑化、ポケットパークの樹木の剪定、落ち葉の清掃と落ち葉の活用、公園・緑地の地域管理、既存住宅でプランター設置、冬用の常緑樹を植える、自宅前の街路樹を管理 等
欲しいサポート
花壇づくりに苗・水の提供、公共施設の花壇づくりの応募制度、樹木管理への補助金、公園清掃の清掃道具提供、樹木剪定の専門家のアドバイス、市と協働の竹林整備、講習会を開いて欲しい、散策路マップ、里山マップ、記念樹の拡充(建築中に配る、新築だけでない、木が大きくなったらもう1本、記念樹マップ、公園等に記念樹を植える)、種子の配布、まち協とのコラボイベント、花壇自慢のフォトコンテスト 等



ワークショップメンバーのみなさん

●民有地緑化先進地視察

実施日時：2019（令和元）年12月7日

視察先：愛知県岡崎市細川町 リバーサイドヒルズさくら台

1. 実施目的

本市において、西部の市街地に新たな緑を創出することが課題となっていることから、「まちづくり協定」に基づいてまち全体で緑化に取り組んでいる先進地区の視察をとおして、今後の緑化施策の参考とするために視察を行いました。

2. 当日の様子

当日は、23名（うち市民17名）の参加がありました。市街地に新たな緑を創出していくためには、樹木や花苗等を植えるだけでなく、その後の維持管理まで行う必要があるということが、参加者の方々の中にも共通認識としてありました。参加者の方々同士での意見交換も活発で、改めて本市の緑化施策を考える機会となり、大変有意義な視察でした。



■緑の基本計画市民団体等アンケート調査

対 象	市民活動団体、自治会長会議、まちづくり協議会、子ども会、中学校生徒会、大学、農業委員会、緑化イベントの参加者 等 （合計 150 名）
内 容	第1回、第2回の市民ワークショップ結果を利用して、長久手市の『お気に入りの緑』、『不足している緑』をアンケート形式で調査しました。

『お気に入りの緑』

お気に入りの緑をまとめると、古戦場公園の桜や杣ヶ池公園の緑といった公園に関するものが 209 件と最も多く意見が得られました。

ついで、景行天皇者や大型商業施設、文化の家といった施設の緑化や樹木が 134 件、東山地区の湿地や立石池周辺など自然の緑に関するものが 121 件と続いています。

『不足している緑』

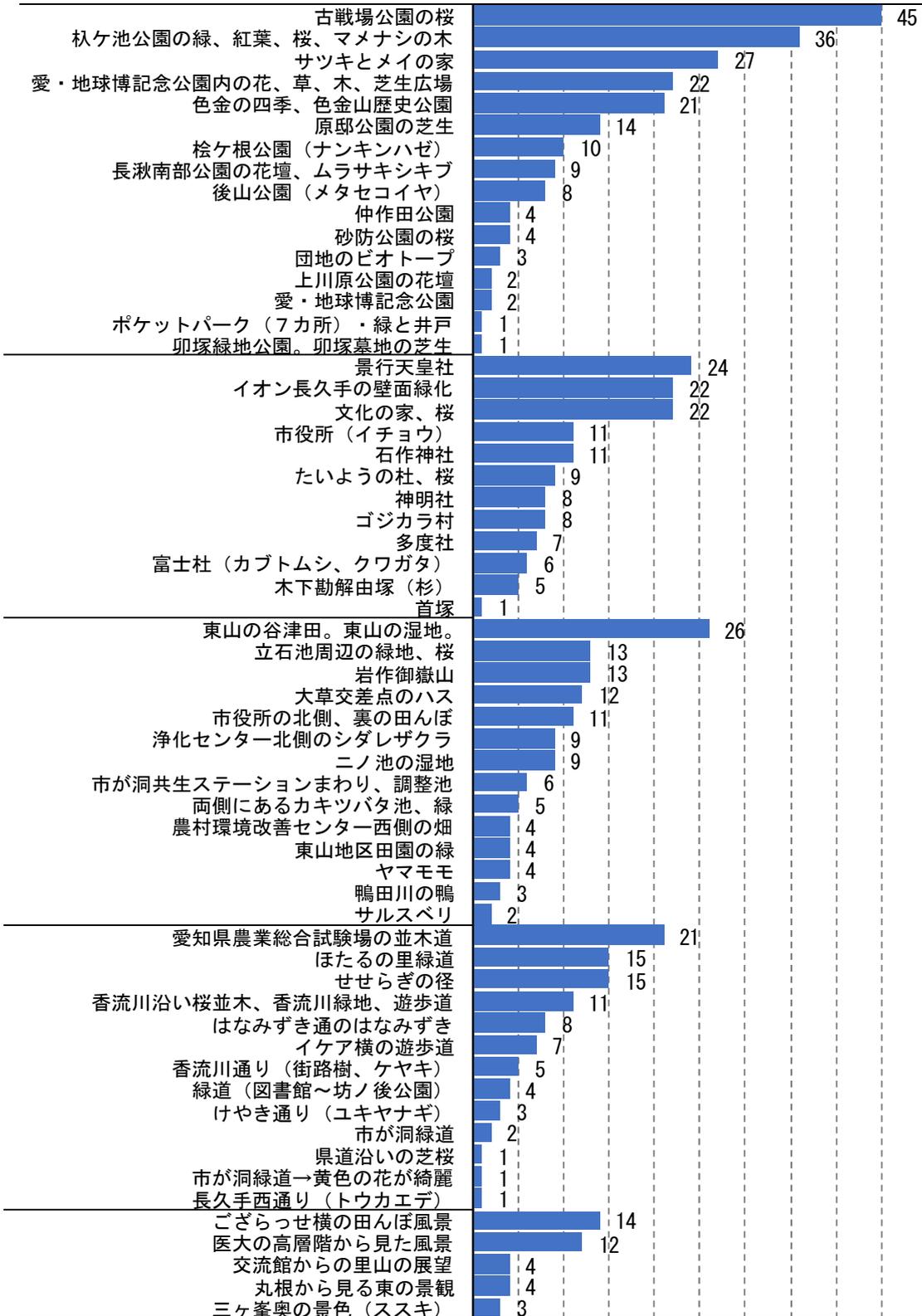
不足している緑をまとめると、リニモから見える緑化やグリーンロードや県道の街路樹整備など沿道緑化に関するものが 44 件と最も多く意見が得られました。

ついで、杣ヶ池や竹藪の管理といった自然に関するものが 38 件、はなみずき広場の芝生化など公園に関するものが 34 件と続いています。

【お気に入りの緑】

(件)

0 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50

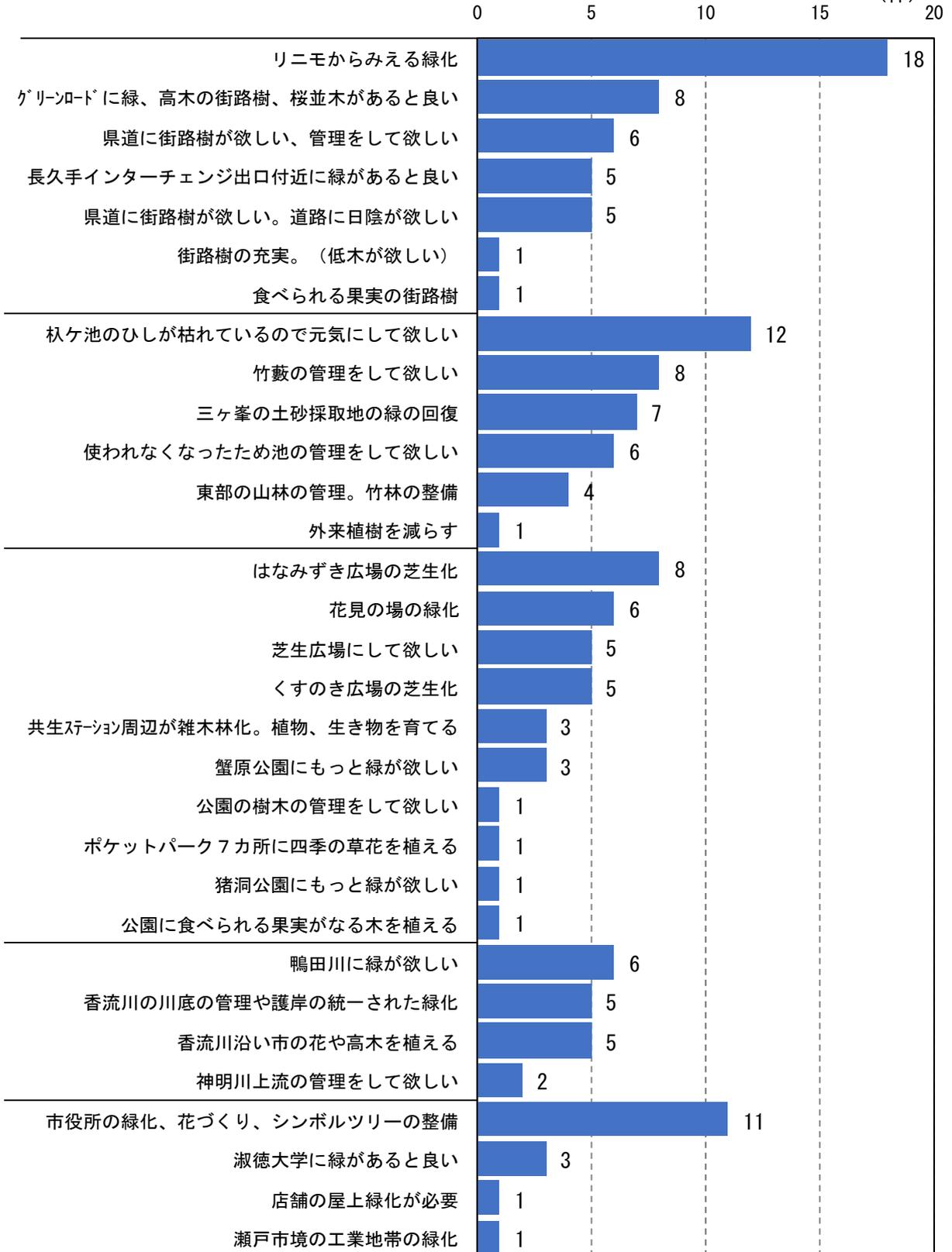


【お気に入りの緑のその他の意見】

香流川(中に生えてる草など)。	戸田谷公園
(農村環境改善センター西側の畑の)丘から南の景観	豊田博物館とツツジ
(マンション)パークスクエアのエノキ。	長久手の東山周辺は初めての場所なので今回の参加を楽しみに、お気に入りの場所になればと思っています
愛知たいよう幼稚園の緑。	西小の桜。(車で通るときに見える)
アピタ横のキンモクセイ(南辺り)	日東工業の横の歩道沿いの植木。
アルキペゴラの庭園	花見や紅葉が楽しめる場所を作ってほしい。
イオン長久手の壁面のバイオラング	原公園、もっと花があっても良い
イケア横の歩道を見に行きました。全然どこか分からなくて残念でした。公園西駅付近は景色がさびしいイメージです。	原邸公園の前の歩道の低木が好きです。
石作神社、モリコロ森、試験場、希望の森	原邸公園の雪柳
医大から見える辺りに緑を増やしてほしい。	東小前の田畑
医大の周りに植えてある木など。	桜ヶ根公園と東浦公園がとても好きです！緑とは少し違いかもしれませんが、一応・・・
猪高緑地遊歩道	ビバホームの横の公園の芝生や花。
猪高緑地の高速道路側の田んぼ。	広い植え込み
岩作東島クロガネモチ	福祉の家の南側芝生
卯塚墓地公園は芝生ではなく雑木林が良い。	藤が丘の道にある、桜が満開になった時の桜のトンネル。
大草地区の湧き水	文化の家二階駐車場の芝生
各公園に柿、栗、ミカン等の樹木を植えて欲しい。	文化の家の屋外駐車場の共生、メタセコイヤ
香流苑に近い住宅地沿いの香流川にカワセミやシラサギがいて毎日登下校が楽しいです。	他の自治体に比べ街路樹はよく整備されていると思います。街路樹は大きくなると管理費が増大します。
香流川ござらせより上流の両側に広がる田んぼと丘陵の景観(遠くにモリコロパークの観覧車)	街路樹は大きくなると管理費が増大します。落ち葉が多いと近隣住民の負担も増えます。その辺りも考慮してください。
香流川沿いの道路から見える水草など(サギや鴨、カワセミなど)	ほとぎの里交流館新池、丁子田池まわりの木々。丁子田桜。オオガハス。
香流川沿いの彼岸花。	ほとぎの里緑地、住宅脇の土手の木々(四季の花)
香流川の木、草を取っていただきたい。	緑ではないけれど、散歩途中休んだりおしゃべりできるベンチとか有るとうれしい。落ち葉は腐葉土にしていますか？
上川原公園のキンモクセイが毎年秋になると、強く香っていて賛否両論ありますが、私は好きです。	緑より、池のひしを考えて下さい。
河津桜	南小学校東側にある大きな桜の木。
ギンナン自由に捨てる公園・街路樹を知りたい	南中の中にあるもみじの木がとてもキレイ。
草掛公園の花壇	武蔵塚(桜が春、とても綺麗でした)
グリーンロード沿いの緑。	メゾ山田の駐輪場側の大きな桜の木(2本)。
グリーンロードの脇に咲く街路樹が充実している。	モリコロ西駅より西側の歩行者専用路の街路樹が充実している。
グリーンロードへの登り右側、草がぼうぼう	モリコロのサイクリングロードから見える木々が綺麗。
市街地ではなく里山での緑化保持に望みます。	モリコロパークの芝
試験場の並木道	森と町共存できていて素晴らしいです。
市東部の緑は極力残して下さい	岩作御嶽山東麗の竹林
市民住居のエクステリア	安昌寺の樹木
砂子交差点から南の街路樹	安昌寺のボダイジュ。
スポーツの杜の北側にあるぶどう畑、街路樹の風景	リニア乗車中に見える山々はとてもキレイ！リニモの景色は右エリアの勝ち。万博公園～古戦場公園
宗延寺北の薄墨桜	東山地区田園の緑エリアに旧道があったはずだが無くなっている？猿投へ通ずる道です
血の池公園の桜・樹木	平成こども塾。
道路のとなりにある木々。特に好きな緑が丸で困ったもので、長久手市内全体の緑が好きです。	豊田中央研究所。
図書館通り(紅葉など)	
図書館や文化の家の緑	

【不足している緑】

(件)



【不足している緑のその他の意見】

香流川に、よくゴミが流されているのでそれをなくしたら、カワセミが増えるかと思いました。	ミが捨てられます。緑できれいにしておく人と捨てる人も減るのでと思います。
愛知医大の緑不足(庭園が欲しい)	せせらぎの径の素っ気なさ
愛知学院裏門から砂子の道路までの植樹について。砂子から喜婦嶽の信号まで新しい押しボタン信号ができました、信号が植樹まで見にくいと思うことが多々あります。植樹の管理をお願いしたいです。	単に木を植えるのではなく、目的を持って(街路樹であれば車の出入りに見通しがきくように、又、小さな森のように植えるとか)緑を増やして欲しい。
空き地の草の処理をもう少し早めにしてほしい	血の池公園の樹木の管理をしてほしい
アピタ北面の緑地の不管理	血の池公園の根っこの整備
イオン長久手の壁面がすごい緑だから明るい花をつけるといいと思う。	調整池の木々があまり整備されてなく、管理してほしい。
イオンの壁面緑化の緑のカーテンにちょっと色どりを増してほしい。	調整池を活用してほしい。
イオンやアピタ近くの住宅の周りや間。鴨田川とその近くに緑がたらない。	店舗の木々のメンテナンス(枯れている木がそのままになっている店舗)
医大から見える自然を増やしてほしい。	どこというか・・・住宅が密集している中に、もう少し、ポツポツと緑のポケット空間があっても面白いし豊になると思います。
今までは美で緑を保全してきましたが、これからは点ではなく面として従来とは違った形として保存すべきである。	長湫南部公園に芝生が欲しい。
人口が増える分、緑も増加して保存すべき。	長久手は湿地保全のお手伝いをしていて街の事は全く分かりません。街路樹に紅葉樹を植えると秋には色取りで楽しいですが、私の近くの紅葉は、10月頃には全部切ってしまいその街路樹の役目を果たすことなく残念な姿になってしまいます。場所によっては常緑樹がいいでしょうか。
杖ヶ池公園で根がむき出しになっている所がある。落ち葉などを敷き、土の流出を防ぎ、生育環境を良くして欲しい。	長久手南中にツツジと松の木、紫陽花も増やしてほしい。
杖ヶ池周辺の枯れ木の整備	夏場杖ヶ池の菱の除去の推進。
杖ヶ池周遊道路沿いに桜の木の植樹。	並木道。香流川沿いの道の草刈をして欲しい。
杖ヶ池にひしが2年前から18年ぶりに大発生しました、早急に対策してください。	何回か打ち合わせ検討会を行っている訳で有り前向き解答を引き出して欲しい(行政としては関連各課との調整問題も有るとは思いますが)
尾張旭に住んでいるので十分な回答ができず申し訳ありません。ただ隣市なので出かけたりすることも多いのですが、長久手市は緑の管理がよくできているなという印象です。長久手市の取り組みが周りの市町村にも広がっていくといいなあと思っています。	西小学校横の公園(西洞公園)に、緑が欲しい。
香流川沿いの鉢きれいですが、草ボウボウが気になります。	農総試の二次林の管理(倒木が多い)
香流川沿い両岸の歩整備して緑を増やす。	墓苑周りは雑木林にしておく。
香流川の谿岸が雑草におおわれていてもう少し整備されるといいと思う。	ハナミズキ公園上のリニモが地下に入って行く所の広場の緑が欲しい。
香流川の堤防は県、市、市の各課でよく連携して統一性をもたせて欲しい。	はなみずき通りの街路樹をもう少し植えて欲しい
香流川をきれいに。	はなみずき通付近・名古屋市近くに緑があってほしい。
行政、市民の緑への積極的な意識不足	ピオトープの周りの花にハチが寄ってくるので危ない。ピオトープの池にもう少し生き物が増えるといいと思う。
共生ステーションを雑木林化したままでよい。	福祉の家の屋上緑化の中断
グリーンロード沿いの緑化環境が貧弱、ほとんど手入れをしてない。予算上の関係か一部防草シートが敷かれている。電柱が目障りである。ツツジなど日照りに弱い植栽がされている。	藤が丘駅付近にもつと花壇がほしいです。
グリーンロードに緑が少ない	富士社付近の道路の緑がかれている
芸大通り駅グリーンロードから下に降りる歩道(自転車右)の草が多すぎて、見通しが悪い。衝突事故が起こりそうです。	古戦の桜
公共施設全般に緑化不足	平成子ども塾北西の谷津田の放置
高速道路上の道が殺風景。	ポケットパーク7カ所に四季の草花を植える(草木が伸びて井戸に入りにくいときがあるので定期的な管理をした方が良く思う。)
古戦場公園等の管理態勢不足	ほたるの里緑化のわきに草木は生えているけど雑草が多いから整備してほしい。
古戦場に桜の木などを植えて欲しい	ほたるをもっと増やしてほしい。
昆虫が増えて欲しいので公園などに芝生を作って欲しいです。(中学校の芝生化、古戦場公園の芝生化)	身近な色んなところを芝生にしてほしいです。(固い地面を減らす)
三ヶ峯公園に緑を	密植、混植で雑木林化してほしい。(特に竹林の整備をしてほしい。)
市内で四季を感じられる花の咲く木を増やして欲しい。	緑は充分足りているイメージ。ただ美しくはないと思う部分があるので、整備(手入れ)はしたほうがいいと思う。
市内に緑は多くあるが、樹木等の管理をもう少し短い期間で行うと良いと思う。	緑を増やして頂き結構に思います。植樹はどこに限らずもともと長久手に生えていた種のみにてやって頂くといいと思います。
芝生を増やしてほしい(長南区域)	無闇に緑を増やすことより、今ある地を如何に維持管理する事が大切だと思います。市が洞のホタル緑道散策路の草が茫々で見苦しい管理が出来ていない。
市役所敷地内の殺風景さ	芝生は管理、手入れが大変なので希望だけで動いて欲しくない。
浄化センター横の公園の芝生がハゲてて砂が見えているので芝生の緑化をしてほしい。	
菖蒲池は淳一種で人通りも多く、トンネル付近や空き地によくゴ	

■長久手市みどりの推進会議

参加者	長久手市みどりの推進会議委員
場所	エコハウス 多目的室
内容等	<p>●第10期第4回長久手市みどりの推進会議 日 時：2019（令和元）年 11 月 29 日 議 題：緑の基本計画骨子案について等</p> <p>●第10期第5回長久手市みどりの推進会議 日 時：2020（令和2）年 1 月 22 日 議 題：緑の基本計画案について等</p>

【みどりの推進会議委員名簿】

氏名	所属等
浅井 聡司	愛知県立熱田高等学校 教諭
伊藤 珠美	グリーンアドバイザー愛知代表
稲原 章文	公募委員
加藤 良行	公募委員
浅井 知巳	あいち尾東農業協同組合 長久手グリーンセンター店長
北岡 明彦	樹木有識者
木村 雅史	樹木医
後藤 雅和	市・ござらっせの会 会長
酒井 賀津子	ガーデンデザイナー
都 相鳳	公募委員
中尾 真也	造園施工管理技士
原田ちづ子	樹木有識者(ながくて里山クラブ)
廣田 賢一	日東工業株式会社 施設環境室
堀田真紀子	愛知県農業総合試験場 主任研究員
水岡 恵子	地域環境保全委員
村上 豊	株式会社豊田中央研究所 安全・調達・インフラ部

(五十音順・敬称略)

参考資料2:緑の基本計画関連データ等

【都市公園一覧】

種別	公園名	面積(ha)
街区公園	太平公園	0.27
	仲作田公園	0.22
	猪洞公園	0.24
	喜婦嶽公園	0.17
	山越公園	0.20
	戸田谷公園	0.20
	長配公園	0.25
	中川原公園	0.22
	上川原公園	0.19
	草掛公園	0.20
	西洞公園	0.21
	蟹原公園	0.20
	段ノ上公園	0.21
	鴨田公園	0.15
	野田農公園	0.19
	坊ノ後公園	0.20
	先達公園	0.16
	仏ヶ根公園	0.20
	東浦公園	0.20
	落合公園	0.18
	市が洞一丁目公園	0.20
	片平一丁目公園	0.20
	市が洞二丁目公園	0.20
	市が洞三丁目公園	0.20
	片平二丁目公園	0.20
	丸根公園	0.10
	三ヶ峯公園	0.06
	三ヶ峯第2公園	0.37
	前熊公園	0.16
	中根公園	0.10
	西原山公園	0.20
	長久手中央1号公園	0.18
長久手中央2号公園	0.20	
長久手中央4号公園	0.22	
近隣公園	後山公園	1.00
	地の池公園	1.00
	原邸公園	1.00
	桜ヶ根公園	1.60
	長湫南部公園	2.00
地区公園	杖ヶ池公園	7.30
特殊公園	古戦場公園	1.10
緑地	万博記念の森	0.11
	中部1号緑地	0.53
	ほとぎの里緑地	5.10
緑道	せせらぎの径	0.74
	香流川緑地	5.20
	ほたるの里緑道	0.48
	市が洞緑道	0.31
広場公園	はなみずき広場	0.66
	くすのき広場	0.28
広域公園	愛・地球博記念公園	151.50
	計	186.56

資料：平成30年度 ながくての統計

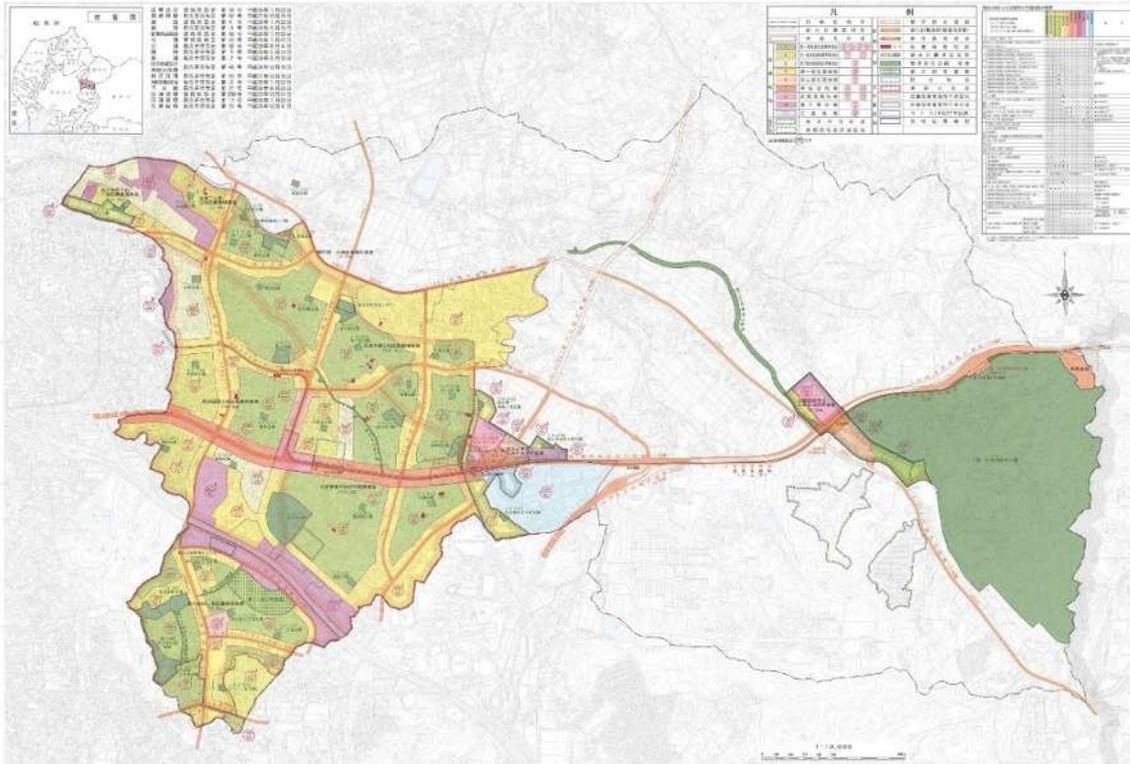
【都市公園の種類】

種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 250m の範囲内で1箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり1箇所を誘致距離 500m の範囲内で1箇所当たり面積 2ha を標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 1km の範囲内で1箇所当たり面積 4ha を標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積 4ha 以上を標準とする。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積 10～50ha を標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積 15～75ha を標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積 50ha 以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模 1000ha を標準として配置する。
国営公園		主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1箇所当たり面積おおむね 300ha 以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあつては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等を分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積 0.1ha 以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあつてはその規模を 0.05ha 以上とする。（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む）
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員 10～20m を標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。
広場公園		市街地の中心部の商業・業務系の土地利用がなされている地域における施設の利用者の休息のための休養施設、都市景観の向上に資する修景施設等を主体に配置する。

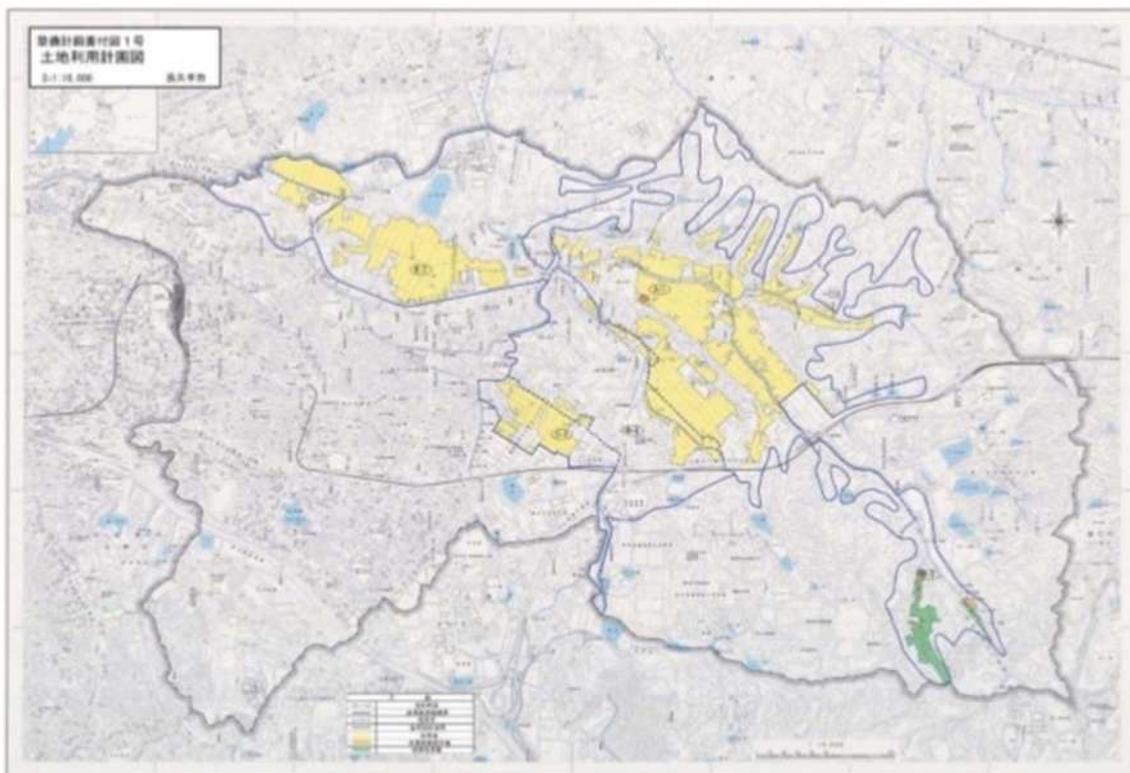
注）近隣住区＝幹線街路等に囲まれたおおむね 1km 四方（面積 100ha）の居住単位

資料：「H29 公園緑地マニュアル」より作成

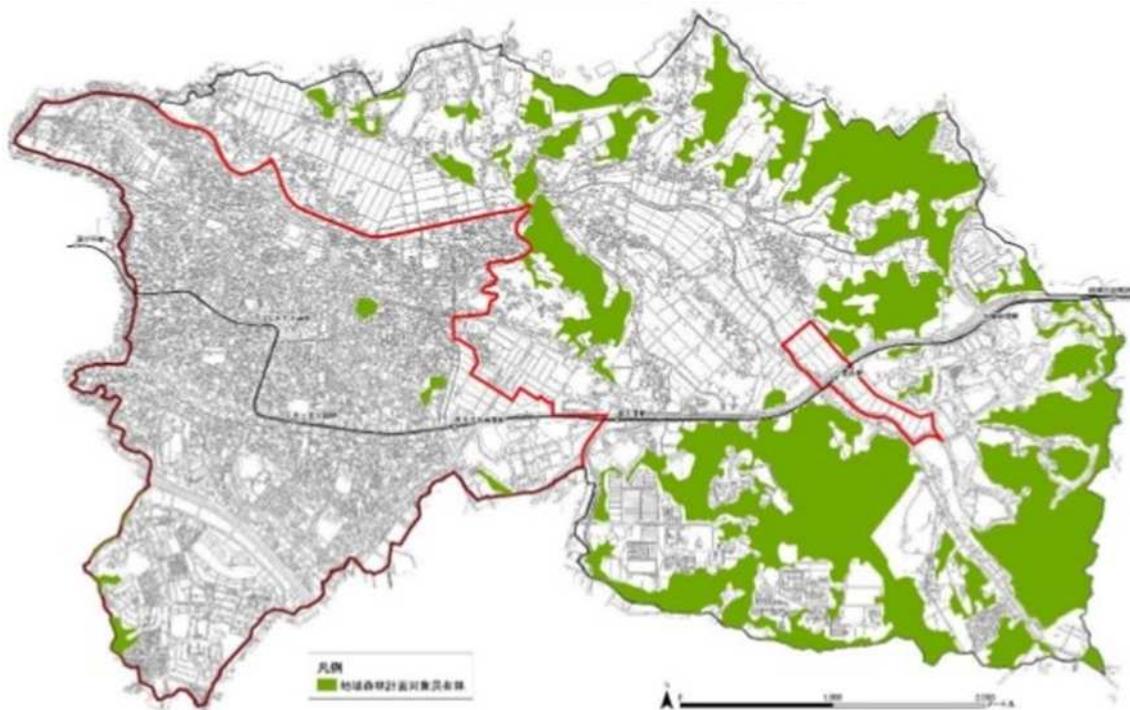
【都市計画図】



【農業振興地域・農用地区域の位置図】



【地域計画対象民有林の位置図】



■都市緑地法の一部改正（国交省：H29.5.12 公布、H30.4.1 施行）

〔背景〕

- まちづくりにおける公園・広場・緑地、農地等のオープンスペースは多面的な機能を発揮している
- 緑豊かなまちづくりに向けて、都市公園の住民一人当たりの敷地面積が少ない地域がある等の量的問題や、公園ストックの老朽化の進行・魅力の低下、公園空間の有効活用の要請等の質的問題がある
- 地方公共団体は、財政面・人材面の制約があり、新規整備や適切な施設更新等に限界がある

〔法改正の主な内容〕

- 緑の基本計画に、都市公園の管理方針、生産緑地地区内の緑地の保全についての記載を追加
- 民間による市民緑地の制度を促す制度の創設（市長による市民緑地の設置管理計画の認定）
- 緑の担い手として民間主体を指定する制度の充実（緑地管理機構の指定権者を市長に変更し、指定対象にまちづくり会社等を追加）

〔関連法による対応〕

○都市公園法

- 都市公園で保育所等の設置が可能となる
- 民間事業者による公共還元型の収益施設（カフェ、レストラン等）の設置管理制度の創設
- 公園内の PFI 事業に係る設置管理許可期間の延伸（30 年）

○生産緑地法

- 生産緑地地区の面積要件を条例で引き下げ可能となる（下限 300 m²）
- 生産緑地地区内で、直売所・農業レストラン等の設置が可能となる

○都市計画法・建築基準法

- 新たな用途地区類型として田園居住地域を創設し、住宅と農地が混在し両者が調和して良好な居住環境と営農環境を形成している地域において、適切な開発規制と農業用施設の建設許可などによる営農環境の保全を図る

■生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き（国交省：H30.4）

〔背景〕

- 都市において、多様な生物が生息・生育できる環境が少なくなっている
- 都市の生物多様性の確保には、地方公共団体の取り組みが重要となる
- 生物多様性確保のために、緑の基本計画を活用することが有効となる
- H23年の都市緑地法運用指針の改正において、緑の基本計画策定時の留意事項に生物多様性確保に関する視点が追加されているが、現在具体的な施策の記載があるのは全体の2割に満たない

〔手引きの主な内容〕

- 都市において生物多様性を確保することは、都市住民に生物に接する機会を提供し、住民の生物多様性への理解を促進
- 「愛知目標（2010）」「持続可能な開発目標（SDGs）」など、生物多様性に関する国際的な目標の提示
- 地域毎の個別の取り組みが必要となるため、地方公共団体の役割が大きい
- 良好なエコロジカルネットワークの形成を促進するため、H23年に「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」を策定
- H28年に「都市の生物多様性指標（簡易版）」を公表
- 緑の基本計画策定のポイント整理、他都市の事例紹介

■里山プラン（H28年3月）

○本市の東部丘陵などに貴重な緑が残されているが、一部に放置されている状況もみられるため、このような里山を保全・活用する方針を定める。

○計画期間：2016～2025年度

〔将来の姿〕

愛着と楽しさのある『行ってみたい「里山」を目指す』

〔基本方針〕

- ・各地区の特性を活かした「特色ある「里山」とする
- ・適切な保全により、本市の魅力となる「里山」とする
- ・交流や体験により、市民が楽しさを発見できる「里山」とする
- ・里山の保全・活用に関わる人や組織の充実・拡大を図る
- ・里山と人との新たな関係づくり、仕組みづくりを進める

〔地区別の活動方針〕

- ①里山整備モデル『学びの里』：長湫南部地区
ほとぎの里緑地（先行モデル地区）
- ②民有林活用モデル『自然と暮らしの里』：松杖・東山地区
平成こども塾周辺「木望の森」整備計画（施工エリア）
- ③農地活用・遊びのモデル『遊びの里』：岩作地区
- ④健康増進モデル『散策の里』：三ヶ峯地区

